

令和2年度

県予算編成に対する要望

令和元年9月

福島県市長会

平素は、県内各市の行財政各般にわたりまして深い御理解と御指導・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復旧・復興には、発災から８年半が経過した今もなお、多くの課題が山積しております。国は無論のこと、県の主体的かつ積極的な取組が求められるとともに、市町村への各種補助事業の充実をはじめ、基金活用を含めた幅広い財政支援が不可欠な状況にあります。

つきましては、県の令和２年度予算編成期にあたり、各市からの要望事項を取りまとめましたので、格別なる御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年９月

福島県市長会
会長 立谷 秀 清

目 次

[総務部関係]

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興に係る財政支援について…………… 1

[危機管理部関係]

- ・ 救急業務高度化推進事業補助金の継続について…………… 2
- ・ 情報弱者に対する災害・防災情報の適切な提供に対する支援について…………… 3
- ・ 原子力発電施設等緊急時安全対策補助金について…………… 4
- ・ 放射能教育の推進について…………… 5
- ・ 環境放射線の測定について…………… 6

[企画調整部関係]

- ・ 地方創生の推進について…………… 7
- ・ 相双地方の圏域的交流拡大について…………… 8
- ・ 福島県を拠点とするプロスポーツチームへの支援について…………… 9
- ・ 地域コミュニティ形成事業補助金の継続について……………10
- ・ 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）市町村枠の継続及び拡充について……………11
- ・ 県内における新エネルギー社会構築のための各種支援制度について……………12
- ・ 社会保障・税番号制度導入に係る経費負担について……………14
- ・ 地域間情報格差の解消について……………15
- ・ ふるさとふくしま帰還支援事業（広報誌送付事業）の継続について……………16
- ・ 災害援護資金貸付金の償還について……………17
- ・ 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について……………19
- ・ 現代文化の保存・展示・公開施設整備等に係る財政支援について……………21
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ等の拠点となる
県有特殊競技施設及び市有スポーツ施設の機能強化並びに市有特殊競技施設の維持
管理に係る財政支援について……………22
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた環境整備に対する
支援について……………23

[生活環境部関係]

- ・ 自家消費野菜等の検査に係る支援について……………24
- ・ 人権擁護委員組織体に対する財政支援について……………25
- ・ 生活バス路線に対する支援について……………26
- ・ 鉄道の活性化について……………28
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化について……………30
- ・ 鉄道軌道輸送対策事業費補助について……………31
- ・ 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助について……………32
- ・ 防犯カメラ設置に対する財政支援について……………33
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業の予算確保並びに合併処理浄化槽維持管理費に係る
 県費補助制度の創設について……………34
- ・ 除染対策事業の推進について……………35

[保健福祉部関係]

- ・ 国民健康保険事業に対する財政支援について……………36
- ・ 福祉・介護人材の確保等の推進について……………38
- ・ 介護保険事業への支援について……………41
- ・ 官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について……………43
- ・ 地域生活支援事業費県補助金の予算確保について……………44
- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金の予算確保について……………45
- ・ 若年性認知症コーディネーターの複数配置について……………46
- ・ 発達障がい者支援センターの複数設置について……………47
- ・ 児童発達支援に関する医療体制の充実について……………48
- ・ 健康長寿達成のための取組に係る財政支援について……………49
- ・ 子どものむし歯予防対策事業の恒常的实施について……………50
- ・ がん検診事業等の財政支援について……………51
- ・ ワクチン接種事業に係る財政支援について……………52
- ・ 住民の健康確保について……………53
- ・ 在宅当番医制事業の補助制度創設について……………57
- ・ 水道事業に対する財政支援について……………58
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金の継続について……………59
- ・ 子ども・子育て支援新制度移行に係る財政支援について……………60
- ・ 幼児教育・保育の無償化について……………62
- ・ 放課後児童クラブ整備補助金の財源確保と拡充について……………64
- ・ 放課後児童クラブ利用料に対する補助制度の創設について……………65
- ・ 子育て支援員の研修実施について……………66
- ・ 保育所等給食検査体制整備事業補助金の継続及び拡充について……………67
- ・ 屋内運動施設及び屋内遊び場の整備及び管理・運営に係る財政措置について……………68
- ・ 障がい児保育に係る補助金について……………69
- ・ ひとり親家庭医療費助成に係る財政支援について……………70
- ・ 婦人保護事業への財政支援について……………71

[商工労働部関係]

- ・奨学金返還支援事業対象者の拡充について……………72
- ・商工業指導施設整備の支援について……………73
- ・雇用対策の推進について……………74
- ・中小企業に対する支援について……………76
- ・企業立地補助金の継続及び要件緩和について……………77
- ・工業団地整備に係る財政支援について……………78
- ・福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進について……………79
- ・研究機関等の活用について……………80
- ・公益財団法人ふくしま科学振興協会に対する補助金の確保について……………81
- ・中心市街地や商店街の活性化に対する各種事業への財政支援について……………82
- ・避難解除等区域商業機能回復促進事業の継続について……………84
- ・積極的な観光施策の展開について……………85

[農林水産部関係]

- ・県産農林畜水産物の安全・安心確保及び風評被害対策について……………87
- ・中山間地農業・林業の振興支援について……………89
- ・有害鳥獣被害対策に係る支援について……………90
- ・6次産業化の推進について……………92
- ・園芸産地化に向けた支援について……………93
- ・地籍調査事業の予算の確保について……………94
- ・多面的機能支払交付金に係る予算の確保について……………95
- ・老朽化した農業用排水施設等の修繕等について……………96
- ・県営経営体育成基盤整備事業の促進について……………97
- ・農村地域防災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の促進について……………98
- ・猪苗代湖の環境保全対策について……………99
- ・山のみち地域づくり交付金事業の促進について……………100
- ・ふくしま森林再生事業の継続的かつ安定的な事業量の確保について……………101
- ・森林病虫害等防除事業の強化について……………102
- ・治山事業の推進について……………103

[土木部関係]

- ・ 県施行建設事業負担金の廃止又は軽減について…………… 104
- ・ 道路の整備促進について…………… 105
- ・ 官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について…………… 113
- ・ 災害復旧事業への財政支援について…………… 114
- ・ 河川改修・砂防事業等の促進について…………… 115
- ・ 二級河川の河川敷草刈り等への支援について…………… 119
- ・ 猪苗代湖の環境保全対策について…………… 120
- ・ 地すべり対策事業の促進について…………… 121
- ・ 港湾の機能強化について…………… 122
- ・ 土地区画整理事業の推進について…………… 123
- ・ 市街地再開発事業の財政支援について…………… 124
- ・ とうほう・みんなのスタジアムの夜間照明設置について…………… 125
- ・ 公共下水道事業の整備促進について…………… 126
- ・ コンクリートブロック塀の撤去等に対する支援について…………… 127
- ・ 空家実態調査事業に関する財政支援について…………… 128

[教育庁関係]

- ・ 学校教育の充実について…………… 129
- ・ チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業の継続及び充実について…………… 136
- ・ 地域学校協働本部事業委託金（放課後子ども教室）の所要額の確保及び
制度の拡充について…………… 137
- ・ 文化財保存事業への財政支援について…………… 139
- ・ 放射能教育の推進について…………… 140
- ・ 元気キッズサポーター派遣事業補助金の継続について…………… 141

[警察本部関係]

- ・ 郡山運転免許センターの土・日曜日開設について…………… 142

東日本大震災からの復旧・復興に係る財政支援について

自治体においては、復旧・復興を最優先課題として取り組んでいるところであるが、さらに迅速に進めてきた復興事業の被災地の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図ることが不可欠であるため、次の事項について国に求めるよう要望する。

記

- 1 震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の完了に向けて、本来の財政運営を持続的・安定的に進めていくため、復旧・復興事業が完了するまで継続し、これらの事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置すること。
- 2 東日本大震災復興交付金については、被災地が復興を推進するための根幹となる財源であるため、被災地の実情に応じたきめ細かい対応と復興事業の進捗に支障をきたさないよう、継続的な財政支援を講じること。
- 3 市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）が、平成28年度から段階的に縮減しているが、被災地の実情を踏まえ、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。

救急業務高度化推進事業補助金の継続について

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難者を受入れている自治体においては救急件数が増加している状況にある。

このため、救急搬送体制を強化することが重要課題となっているが、震災復興措置として実施されている本事業が廃止となった場合、消防本部での計画的な救急救命士の養成を図ることが財政上大変厳しいものとなる。

よって、県内消防本部において安定的かつ持続的に救急医療が提供できる体制を構築するため、救急業務高度化推進事業による支援を令和2年度以降も継続するよう要望する。

情報弱者に対する災害・防災情報の適切な提供に対する支援について

災害時要援護者を含む情報弱者に対する迅速かつ正確できめ細やかな災害情報伝達のためには、ハード・ソフト両面からの対策が必要であり、特にハード整備におけるいわゆる同報系防災情報伝達支援システムを構築する場合には、国県の支援が不可欠である。

よって、現在国が支援策として講じている緊急防災・減災事業債制度については、令和2年度で終了することとなっているが、期間を延長するとともに、持続的な制度とするよう国に求めるよう要望する。

原子力発電施設等緊急時安全対策補助金について

原子力災害対策に係る取組については、福島第一原子力発電所の事故が未だ収束しておらず、予断を許さない状況にあることや、福島第二原発に関しても、福島第一原発の事故を踏まえると、常に不測の事態に備える必要があることから、有事の際の初動体制及び住民避難の計画等の整備や、市、関係機関及び住民等が冷静かつ円滑に対応できるよう備えるための訓練が必要であり、原子力発電施設等緊急時安全対策補助金が講じられているが、運用に当たっては課題がある。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 交付決定前の事業着手を認めること。
- 2 原子力防災活動資機材の台帳作成、点検校正等に係る費用について補助対象とすること。

放射能教育の推進について

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が周辺地域に放出され、事故後８年以上が経過した。

避難住民の帰還に向けた環境整備が進められているが、風評の払拭や産業の再生など復興への課題は山積している。

未だ、放射能に対する不安を抱えながら生活をしている住民や健康被害を懸念し避難している家族もいる上、震災時、中学・高校生だった女子生徒が結婚適齢期を迎え、自分自身が結婚・出産することへの不安を抱えている例もある。

また、調査機関による都民アンケートで示された放射能による健康影響への誤解、第一次産業面における価格低迷傾向等、県民も国民も放射能への理解は進んでいない。

よって、県職員採用候補者試験等県が関わる試験に放射能に関する設問を検討するなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が放射能に対する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を県を挙げて取り組むよう要望する。

環境放射線の測定について

自治体においては、住民の安全を守るため定期的に環境放射線量の測定を行っており、測定結果をホームページ等で公表するなど、環境放射線量の低減の状況等を広く住民に提供するとともに、住民自ら環境放射線量を測定できるよう簡易放射線量測定器を整備し、貸出を行っている。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の工程から、これらの対策については今後も長期に及ぶことが予想される。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 放射線対策は今後も長期にわたり継続せざるを得ないものであることから、今後も財源を確保すること。
- 2 原子力発電所周辺市町村を含めた環境放射線量の測定を強化するとともに迅速かつ適切に情報を提供すること。

地方創生の推進について

国が平成26年11月に創設した地方創生推進交付金は、地域の実情に応じた施策を展開することで、人口減少と地域経済縮小の克服を図る地方創生を推進するに当たって、地方自治体の自主的・主体的な取組を支援する制度として重要である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 適切な情報提供の実施など市町村の事業を積極的に推進する体制を強化すること。
- 2 市町村が策定した「総合戦略」の推進に対しては、県の新たな補助制度の創設や既存の補助制度の条件緩和、補助内容の拡充等県独自の財政支援をすること。
- 3 地方創生推進交付金について、複数の施策や事業主体等との連携が必須となるなど採択条件が厳しいことから、市町村が策定した「総合戦略」を具現化するため、市町村の裁量による自由度の高い財源となるよう現行の採択基準等の見直しについて国に求めること。
- 4 各省庁が所管する既存の補助制度について、市町村の実情に即した補助対象要件の緩和等の柔軟な対応を図るよう国に求めること。

相双地方の圏域的交流拡大について

風評被害は深刻であり、相双地方においては漁業をはじめとする第一次産業の復興に大きな影響を与えている。

風評を払拭するためには、相双地方の圏域的交流拡大が求められている。

なお、震災以前には「相双サミット」として、ネット上の仮想の観光街道に沿って地域の観光資源を配置、紹介する取組が行われていたが、震災によって頓挫している。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 イノベーション・コースト構想の中に、交流人口拡大と現地産品の販売促進をテーマとして加えるよう国に求めるとともに、県においても支援すること。
- 2 相双サミットの理念を復活するとともに、相双地方全体の観光交流のガイドの役割を果たせるよう支援すること。

福島県を拠点とするプロスポーツチームへの支援について

本県を拠点とするプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島ファイヤーボンズ、福島ホープス）の活動については、今年度も多くの試合が予定されており、県内の試合会場となる各自治体は、各チームから、施設使用料の減免等を求められているところであり、現時点において、その対応については、各自治体間において統一されていない状況である。

そのような中、県は、平成27年度から県有施設に限り使用料を補助しているが、本来、県が、本県を拠点とするプロスポーツチームを特定し支援するのであれば、県内の各試合会場においても統一した対応となるよう、県が主体的に取り組むべきと考える。

よって、本県を拠点とするプロスポーツチームへの支援については、県有施設に限らずに行うよう要望する。

地域コミュニティ形成事業補助金の継続について

整備地市町村以外の原発避難者が多く入居される復興公営住宅については、復興公営住宅入居者と地元住民との地域コミュニティの形成が大きな課題となっている。

このような中、「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金」の活用や、「生活拠点コミュニティ形成事業」の実施により、被災者と地元住民の交流活動の支援等を行っているところであるが、特に浜通り地域に整備される復興公営住宅は、平成29年度末に完成し、入居が始まった住宅もあることから、復興公営住宅の自治組織も設立されたが、設立後間もない組織もあり、引き続き交流活動等への支援が必要な状況にある。

よって、令和2年度も、被災者と地元住民の交流活動が行われ、地域コミュニティの形成が図られるよう、「いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業補助金」の継続を要望する。

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）市町村枠の 継続及び拡充について

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）市町村枠は、市町村が行う地域創生の推進のため、活用されているところである。人口減少を最小限に食い止め、地域経済の縮小を克服するための対策は、喫緊の課題である。

よって、20年、30年先を見据え、将来を担う子どもたちの未来を創造するため、事業の継続及び拡充を要望する。

県内における新エネルギー社会構築のための各種支援制度について

国は、福島県を「水素エネルギーを供給する一大生産地」とする方針に基づき、国・県・関連団体による「福島新エネ社会構想実現会議」を発足させ、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現のモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を3つの柱と位置付けている。

また、県においては「原子力に依存しない安全・安心で継続的に発展可能な社会づくり」を復興計画に掲げ、2040年度を目途に、県内エネルギー需要の100%以上を再生可能エネルギーで生み出すことを目標としている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 県内における新エネルギー社会構築のため、県として、水素利活用推進のためのインフラ整備に向け積極的に各種施策を展開するとともに、補助制度の創設や補助枠拡大など各種支援制度の充実を図ること。

また、水素ステーションの設置における距離の制限などの規制緩和について国に求めること。

- 2 県内における再生可能エネルギーの普及を一層推進するため、以下の取組を行うこと。

- (1) 住宅用太陽光発電システムの設置を更に進めるため、住宅用太陽光発電設備導入支援補助事業を継続するとともに、太陽光発電システムでの発電電力の余剰電力を売電している世帯についても対象とすること。
- (2) 地域参入型再生可能エネルギー等導入支援補助事業を継続すること。
- (3) ペレット・薪ストーブ、太陽熱利用、地中熱ヒートポンプシステムなど太陽光発電以外の住宅用再生可能エネルギー設備設置を促進する補助制度を拡充すること。
- (4) 民生部門での省エネルギーを推進するため、国の支援制度を参考に低炭素建築物やゼロエネルギーハウス（ZEH）への支援制度を創設すること。
- (5) 地域送電網の容量不足等が、一定規模以上の再生可能エネルギー設備を導入する際の障害となっている会津地域の送電網を充実するよう国に求めること。

社会保障・税番号制度導入に係る経費負担について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、自治体においては、住民基本台帳システムをはじめ関係業務システムの構築・改修や運用、さらには情報セキュリティ対策に係る経費については、非常に大きな負担となっている。

よって、これらの経費については、社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方に新たな経費負担が生じないように全額財政措置することについて、国に求めるよう要望する。

また、マイナポータルやマイナンバーカードを活用し、住民異動届等のオンライン申請を可能とするなど、マイナンバー制度を活用した住民の利便性向上のためのオンラインサービス等の施策の拡充を図ることや、マイナンバー制度について、市民に十分浸透しているとは言い難いことから、国においてもこれまで以上にメリットや様々なセキュリティ対策を講じていることなどを十分に周知することについて、国に求めるよう要望する。

地域間情報格差の解消について

地域間の情報格差（デジタルディバイド）解消に向けた、情報通信基盤整備についてのユニバーサルサービス化の推進を図るため、民間事業者が光回線等を整備できるよう、総務省の情報通信基盤整備推進事業の要件を緩和し、超高速ブロードバンド未整備地区における情報通信基盤整備に対する財政支援について国に求めるよう要望する。

ふるさとふくしま帰還支援事業（広報誌送付事業）の継続について

東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所事故の影響により、今なお多くの市民が市外に避難している状況にある。

そのような中、行政情報を適切に発信して、市外避難者の帰還を促進するため、原発避難者特例法上の避難住民及び特定住所移転者に対し、県のふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）を活用し、市の広報紙や放射線に関する取組などの情報を送付している。

原発避難者特例法上、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、市町村及び県の情報を提供することが義務付けられている。

よって、令和2年度も、市及び県の情報を継続して避難者に提供し、市外避難者の帰還促進が図られるよう、ふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）の継続を要望する。

災害援護資金貸付金の償還について

災害援護資金貸付金については、市の責任において回収し、県・国へ償還することとなるが、貸付から6年間の据置期間を経て回収が本格化する中、償還の困難な被災者から多くの相談が寄せられており、今後、多額の未償還金が発生することが懸念されている。

未償還金が発生した場合、借受人への償還免除が認められれば、市から県に対する償還についても同じく免除とすることが可能となるが、東日本大震災における貸付において、償還免除が認められる理由は、「借受人が死亡したとき」「重度障害により償還できなくなったと認められるとき」「支払期日到来から10年経過後において無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、償還を支払うことができる見込みがない場合」のみであり、当該事由に当てはまらない場合は、市が負担し、償還することとなる。

令和元年6月公布の法改正により、借受人が自己破産等をした場合には償還を免除することが可能となるなど、一部免除要件が緩和されたところであるが、現制度は、未償還金発生時の財政負担や、回収に係る事務負担など、自治体の負担が大きいことから、被災自治体の負担軽減に向け、次の事項について国に求めるよう要望する。

記

- 1 地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、「所在不明」や「滞納処分ができる財産がない場合」などの回収困難な案件については償還免除とできるよう免除要件を改めること。

2 債権回収機構を設置するなど、市町村に代わって債権回収にあたるよう、国県主導による回収体制の整備を図ること。

原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

原子力損害賠償は、被災地に寄り添い、長期的な視点に立った対応が必要となるが、令和3年3月に時効を迎えることとなり、具体的な解決策が必要となる。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう、適切に見直すことについて国に求めること。
- 2 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ賠償を確実に迅速に行うよう国や東京電力に求めること。
- 3 避難指示区域外における農林業の賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるよう国や東京電力に求めること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に継続されるよう国や東京電力に求めること。

- 4 裁判外紛争解決手続き（ADR）について、県では既に対応しており知識と経験を有していることから、市町村に対して丁寧に支援すること。
- 5 原発事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税及び都市計画税も確実に賠償を受けられるよう支援すること。
- 6 原子力災害に対応するための超過勤務に係る人件費について、請求額の算出方法及び請求の法的妥当性を市町村と検証する機会を設けること。
- 7 市町村における賠償請求の中で進展しない請求内容について、引き続き意見交換できる機会を設けること。またさらには、共同研究する機会を設け、請求内容を精査したうえで、県が市町村とともに損害賠償請求をし、団体交渉する手法について検討すること。

現代文化の保存・展示・公開施設整備等に係る財政支援について

国においては、アニメーションやマンガなど、我が国の優れたメディア芸術作品や散逸、劣化などの危険性が高いメディア芸術作品の保存及び活用の支援に取り組んでいるが、その支援制度は民間事業者に対し、ソフト事業のみを対象としている状況にある。

本県においては、本県出身で「特撮の神様」と称される円谷英二監督をはじめ、世界に向けた発信力の高いコンテンツを有しており、現代文化ともいべきこれらの作品等の保存・継承、また公開などの取組は、震災から復興へ、さらには2020東京オリンピック開催を契機とした国の文化芸術立国実現に向けた牽引者の一翼として、大きな役割を果たすものと考えている。

こうした中、これらを継続的に保存・継承し、周知していく取組がなされなければ、散逸、劣化などの危険性は今後ますます大きくなることが懸念される場所である。

このためにも、本県はもとより、国民の貴重な財産であり、後世に伝えていくべき現代文化の遺産を集約し、保存・展示・公開する施設の整備等は急務と考えるが、施設整備に係る国・県の財政支援の仕組みが無い中では、自治体の取組は大きな財政負担を抱えることとなり、遅々として進展を見ない状況も予見される。

よって、施設整備等に係る経費について新たな補助制度を創設するよう要望する。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ等の拠点となる県有特殊競技施設及び市有スポーツ施設の機能強化並びに市有特殊競技施設の維持管理に係る財政支援について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、東日本大震災から復興を続ける本県の姿を国内外に広く発信する絶好の機会であるとともに、未来を担う子どもたちの夢や希望を育み、国際的な視点や感性を養う大きな機会となることから、県、市町村、関係機関、民間企業等が連携し、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致やホストタウン交流事業を積極的に進める必要がある。

しかしながら、平成7年ふくしま国体を契機に整備された特殊競技施設を含む県有や市町村の体育施設は、年月の経過に伴う施設の老朽化に加え、国際的な競技施設基準の改正や、障がい者スポーツに対応できる施設とはなっていない現状にある。

また、特殊競技施設は、競技人口が少なく県内の競技施設も限られる中、その競技の普及と施設の維持管理に努めているところであり、今後とも継続していかなければならないものである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 事前キャンプやホストタウン交流事業の拠点となる県有特殊競技施設・設備について、ユニバーサルデザインにも配慮し、早急に機能強化を図るとともに、同様に拠点となる市有スポーツ施設・設備について、ユニバーサルデザインに配慮した機能強化に係る財政支援を講じること。
- 2 市有特殊競技施設の大規模改修等維持管理に係る財政支援を講じること。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた環境整備等に対する支援について

本県においては、原子力発電所事故に伴う農産物等の風評被害が今後も長期化・固定化することを懸念しており、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に国際交流を促進しながら全世界に元気を発信し、風評を払拭するとともに、将来の復興を担う人材の育成を強化して行くことが大変重要であるととらえている。

自治体においても、ホストタウンの相手国を訪問し、交流事業等を行いながら東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成や関係構築などの取組を展開しながら、風評の払拭に取り組んでいるところである。

よって、機運醸成に資する取組を実施するとともに、自治体の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うこと。

また、ホストタウン及び復興『ありがとう』ホストタウンがこれらの取組を進めるためには多くの労力と予算を要するが、現在も復興の取組・業務を多く抱えている中であって既存の全国一律の財政措置（特別交付税措置）では限界があるのが実情であることから、取組推進に対する新たな財政支援や既存の財政措置にかかる財源の確保及び、人的支援や食の安全・安心の理解促進に必要な食糧費等を対象に含めるなどの柔軟な運用を、県として国へ要望するとともに、県独自の支援を行うよう要望する。

自家消費野菜等の検査に係る支援について

食品については、モニタリングによる安全性の確認と風評被害の払拭が最重要課題となっており、今後も継続した体制整備が必要である。

よって、迅速かつ円滑なモニタリング実施体制を維持し、食品の安全性を確保するとともに、風評を払拭していくために必要な財政支援及び技術的支援を引き続き講じるよう要望する。

人権擁護委員組織体に対する財政支援について

地域における人権啓発活動は、人権擁護委員法が規定する「人権擁護委員」及びその組織体である「人権擁護委員協議会」が主体となり、人権教室や人権相談等の取組を実施している。

人権擁護委員に係る財源は、国が費用弁償により支給しているところであるが、組織体に係る財源は、現在、各市町村からの負担金等に基づいている。

しかしながら、近年、子どもの人権を守るための活動（人権教室等）の重要性及び需要が高まっており、各市町村においては、財政状況が逼迫している中で、財源の確保に苦慮している。

よって、厳しい市町村財政の状況を考慮し、人権擁護委員組織体の活動に要する経費の財政措置について、国に求めるとともに、県においても当該組織体に対する財政措置を講じるよう要望する。

生活バス路線に対する支援について

生活バス路線は、モータリゼーションの進展に伴い、路線数・利用者数ともに年々減少の一途を辿っている。

自治体においても高齢者や年少者などの交通弱者を守るため、便数維持に努めているが、自治体における財政負担は増大している。

県においては、「市町村生活交通対策事業補助金」等により、各市町村を支援しているが、補助対象・補助率が限られていることから、未だ十分ではない状況にある。

よって、自治体バス運行などの市町村生活交通路線について、引き続き補助を行うとともに、次の事項について要望する。

記

- 1 「市町村生活交通対策事業補助金」における路線収支率、輸送量、運行回数などの要件緩和及び補助率の拡充を図ること。

また、道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、市町村が運営主体となる市町村運営有償運送を補助対象としているが、同法同条に規定する特定非営利活動法人等が運営主体となる交通空白地有償運送についても、補助対象とすること。

- 2 「地域公共交通確保維持改善事業」について、市内完結バス路線を対象とするなどの補助対象の拡充及び補助要件の緩和を図るとともに、国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」に協調し、県においても補助対象として、地域内フィーダー系統路線を加えること。

- 3 東日本大震災により避難されている方々が生活する応急仮設住宅が今なお存在し復興の段階にあることから、令和2年度以降も国の動向にかかわらず、県「被災地域間幹線系統確保維持改善事業」による広域的・幹線的路線バスへの特例支援措置を継続すること。
- 4 国の地域公共交通確保維持改善事業の要件に合致しない生活路線の再編に関わる小型運行車両の自治体購入及び運行費に対する補助制度を拡充すること。
- 5 バス路線の維持のほか、バス待合環境（待合所やバスベイ整備等を含む）整備など付帯的な部分も含め、公共交通の利便性を高める市町村、交通事業者及び地域の取組に対して財政支援を図ること。
- 6 モビリティ・マネジメントの推進を図るため、教育制度の創設や事業者に対する助成制度の拡充を図ること。

鉄道の活性化について

郡山駅は本県の中央にあることから、県内全域と首都圏や東北・北海道との広域的なつながりや地域間交流・観光振興の拠点として重要な役割を担っている。

連携中枢都市圏の形成に向け取り組んでいる中で、連携市町村を結ぶ在来線鉄道は、日常生活における移動手段だけではなく、地域間交流や観光振興の面で、今後益々重要性が高まることから、次の事項について東日本旅客鉄道株式会社に求めるよう要望する。

記

- 1 「こまち」及び「はやぶさ」を郡山駅に停車させること。
- 2 「なすの」の郡山駅発着を増便すること。
- 3 郡山南拠点地区（郡山駅～安積永盛駅間）に新駅を設置すること。
- 4 駅両側からのアクセス性の向上を図ること。（安積永盛駅、日和田駅、喜久田駅、磐梯熱海駅、安子ヶ島駅）
- 5 S u i c a 対応機器の整備促進及びエリア拡大を図ること。（喜久田駅、安子ヶ島駅、中山宿駅、磐城守山駅、谷田川駅）

- 6 駅のバリアフリー化を推進すること。(安積永盛駅、日和田駅、喜久田駅、磐梯熱海駅、安子ヶ島駅、舞木駅、谷田川駅)
- 7 駅のトイレの設置を図ること。(舞木駅、磐城守山駅、谷田川駅)
- 8 福島空港への移動アクセス向上のための快速化を図ること。(郡山駅～泉郷駅)

鉄道駅のバリアフリー化について

鉄道駅のバリアフリー化については、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、一日当たりの平均利用者数が三千人以上の鉄道駅について、地域の要請及び補助金等による支援の下、令和2年度までにバリアフリー化を実施することとされている。

これを受けて、県においても、平成29年4月に、「福島県鉄道駅移動円滑化施設整備事業補助金交付要綱」を改正し、一日当たりの平均利用者数が三千人以上の駅にエレベーター設置を行う地元自治体に対して補助を行い、県内の主要駅のバリアフリー化を強く推し進めることとされたところである。

よって、昇降設備等を整備する鉄道事業者への補助金支出により駅のバリアフリー化を推進する自治体が高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全で快適に行き交うことが出来る環境整備を早期に図るため、「福島県鉄道駅移動円滑化施設整備事業」において十分な予算を確保するよう要望する。

鉄道軌道輸送対策事業費補助について

鉄道軌道輸送対策事業費補助については、中小の鉄道事業者を対象に、保安度の向上又は輸送の継続に資するための既存施設の改良・更新を支援するために鉄道事業者に対し補助するものであるが、地域鉄道が保有する車両や橋梁、トンネル等は急速に老朽化が進んでいる一方、事業者の経営状況は厳しさを増している。

よって、老朽化施設対策に係る補助率の引上げと、車両検査を対象に加えるなどの支援拡充を図るよう要望する。

阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助について

阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助については、地域の振興及び住民福祉の増進に寄与するため補助を行っているところであり、今後とも阿武隈急行線の安全運行の確保及び住民の生活交通の維持、確保を図っていく必要がある。

よって、引き続き協調補助を行うとともに現行補助率を維持するよう要望する。

また、現在使用している車両の老朽化に伴い、トラブル等が度々発生している状況から、安心・安全な輸送を確保するためにも、車両更新事業について引き続き予算を確保し、車両更新事業の確実に実施するよう要望する。

防犯カメラ設置に対する財政支援について

防犯カメラの設置状況については、一部公共施設に設置しているものはあるが、通学路等の「子どもの安全確保」の観点からのカメラ設置については少ないことから、新たな防犯カメラの設置が必要である。

よって、犯罪の立証や抑止等に有効な手段の一つである防犯カメラの設置に対する財政支援を講じるよう要望する。

合併処理浄化槽設置整備事業の予算確保並びに合併処理 浄化槽維持管理費に係る県費補助制度の創設について

自治体においては、合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、その設置普及に取り組んでいるところであるが、浄化槽法及び建築基準法の一部改正に伴い、浄化槽新設時における合併処理浄化槽の設置が義務づけられていることや、水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにも努めていく必要がある。

このような状況の中、平成21年度から新築住宅の合併処理浄化槽設置に対する県浄化槽整備事業費補助金の廃止や、合併処理浄化槽への転換に対する同補助金の削減など県費負担の改正等が行われ、自治体の負担が増加する事態となっている。

よって、合併処理浄化槽設置整備事業の促進及び合併処理浄化槽使用者の負担軽減と適正維持管理の促進を図るため、県費補助制度の拡充及び創設を求めるとともに、その財源の確保について要望する。

また、「集会施設」に係る浄化槽の設置補助について、国費においては補助対象とされていることから、県費においても同様の措置を講じるよう要望する。

除染対策事業の推進について

- 1 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送について、各市町村に対して、令和2年度・3年度別輸送量を早期かつ明確に示すとともに、輸送の早期完了に向け各市町村の要望に対して柔軟な対応に努めるよう国に求めること。
- 2 除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送の加速化に向けて広域自治体としての役割を果たすこと。
また、輸送のピーク時においては、必要に応じ、積込場確保のための県有地等を積極的に提供すること。
- 3 面的除染完了後も、除去土壌等の適正管理・搬出のほか仮置場の原状回復に必要な予算の確保に万全を期すこと。
また、仮置場に設置しているモニタリングポストの管理などに係る予算を確保するよう国に求めること。
- 4 指定廃棄物（放射能汚染濃度8,000Bq/kg超）の焼却灰等については、国で確保する最終処分場へ早期に搬入するよう国に求めること。
- 5 住宅地から20m以上離れた森林など除染の枠組から外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されられると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、継続した支援を講じるよう国に求めること。

国民健康保険事業に対する財政支援について

医療保険制度の中核として重要な役割を担ってきた国民健康保険制度は、所得者や高齢者を多く抱えるなど構造的な問題を抱えており抜本的な改革が必要となっている。

また、東日本大震災、原子力災害の影響による国民健康保険税収入の減少や医療費が増加傾向にあることなどにより国保財政は危機的な状況に陥っている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 国民健康保険制度を堅持するため、将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実施するよう国に求めること。
- 2 安定的かつ持続的な運営ができるよう国庫負担割合の引上げなど、更なる財政基盤の拡充強化を図るよう国に求めること。
また、国保税（保険料）の県内統一化までの具体的な期限や進捗のスケジュールを速やかに示し、統一化に当たっては、被保険者の利便性が低下することのないよう県と市町村間の円滑な調整を行うこと。
- 3 医療保険制度改革に伴い、財政運営及び事業運営に関して市町村の負担増を招かないよう万全の対策を講じるよう国に求めること。

- 4 市町村国保事業に対する指導監督及び県調整交付金による財源調整機能を担う県において財政措置を講じること。
- 5 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置の廃止又は補填などの支援策を講じるよう国に求めること。

また、国の減額調整措置が廃止されるまでの間は、小学4年生以上18歳までについて引き続き補填を継続するとともに、小学1年生から3年生及び重度心身障がい者等に対しても、補填などの支援策を講じること。
- 6 東日本大震災の影響を考慮し現行の国民健康保険調整交付金要綱に定める「保険者の責めによらない特別事情に対する支援」のうち、「その他特別な事情に対する支援」を来年度以降も継続するよう国に求めること。
- 7 低所得者や高齢者などの国保税（保険料）軽減を拡充し、それに対する十分な財政補填を行うよう国に求めること。とりわけ、生活保護水準の世帯については、国保税（保険料）の応益割を現行の最大7割から、更に軽減を拡充するなどの措置を行うよう国に求めること。
- 8 子育て支援策として、子どもに係る均等割保険料軽減措置を速やかに導入するよう国に求めるとともに、子育て支援で全国的先進の地となるべく、あらゆる施策を講じること。

福祉・介護人材の確保等の推進について

東日本大震災や原子力発電所事故の影響による福祉・介護職員の避難により、深刻な職員不足の状況が続いており、その育成・確保は喫緊の課題である。

また、平成24年4月の障害者自立支援法等の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する場合、全ての利用者について、サービス等利用計画（障害者支援利用計画）を作成し、提出が求められることとなったが、サービス等利用計画を作成する「相談支援専門員」は、一定年数以上の実務経験に加え、「相談支援従事者養成研修」の受講を条件としながら研修受講機会が極めて少ないことなどから、全国的にその数が不足している状況にある。

よって、次の事項について要望する。

記

1 福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業について

- (1) 介護職員に加え理学療法士等の職種も助成対象に拡大すること。
- (2) 「介護職員初任者研修補助事業」及び「介護福祉士候補者学習支援事業」について、より多くの人材を育成・確保するため、受講費用について自己負担が発生しないよう補助限度額を増額すること。

(3) 「新規採用職員住まい支援事業」及び「就労支援金支給事業」の補助対象者の条件について、フルタイムの非正規雇用まで拡大されているが、事業所によっては、介護職員に限らず理学療法士や看護師、介護支援専門員等も必要な場合があることから、全ての職種に対象を拡大するとともに、「就労支援金支給事業」の支給額を増額すること。

2 「介護福祉士修学資金等貸付事業」においては、ひとり親家庭の申込者に対して優先的に貸付するとともに、併せて申請受付、貸付可否の決定時期を早め、対象者が計画的に活用しやすくすること。

3 地域包括ケアシステムの一角を担う居宅系サービス事業所において一層の人材不足が懸念されることから、県において介護人材確保を図るための効果的な施策を実施すること。

また、人材不足を補うためICT化の更なる推進を図ること。

4 相馬地方の介護福祉士等の資格取得者の増加を図るため、県において相馬地方内での介護福祉士等の養成機関の設置について、継続して検討すること。

5 介護職員等の確保を図るための効果的な施策を実施するとともに、介護職員の離職防止策、定着促進策等の効果的な施策の推進のほか、より一層の報酬体系の見直しなど処遇改善の更なる拡充を講じるよう国に求めること。

- 6 医療的ケアが必要となる要介護者が増えることが予想されるため、介護職員に対する喀痰吸引研修等について、また、相談支援専門員養成に必要な相談支援従事者養成研修、居宅介護職員初任者研修、同行援護従事者養成研修、たん吸引等に関する研修について、いずれも本県の広域性を考慮し、複数回また複数の市町村での開催等受講機会の拡大を図り、介護職員及び相談支援専門員を必要な人数確保すること。

- 7 指定特定相談支援事業者が増加するよう、事業者における相談支援の体制の充実に向けた障害福祉サービス（計画相談支援）の報酬体系の見直しについて国に求めること。

介護保険事業への支援について

介護保険制度について、要介護認定者やサービス利用者の増加とともに、介護保険給付費や介護保険料は増加の一途を辿っており、全国的にも大きな課題となっている。

介護保険制度は、高齢者福祉を支える大きな柱であり、今後ますます増加が見込まれる介護ニーズに対応するためには、当該制度を維持していくことが必要不可欠である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 介護保険制度の安定的な運営のため、介護給付・予防給付の費用負担について、公費負担の割合を大きくするよう見直すとともに、国と地方の負担割合を見直し、国の負担割合を大きくするよう、国に求めること。
- 2 事業計画の見直し毎に介護保険料は増額の一途を辿っており、被保険者に対する負担は大きいため、保険料水準の抑制策について、国に求めること。
- 3 ケアマネージャーや介護職員の養成事業について充実を図るとともに、人材を求めている事業所に対する紹介事業など新たな施策の展開を検討すること。

- 4 介護予防・日常生活支援総合事業について、上限額を超えた場合、国からの財政負担を強化や一般会計からの持ち出しを認める制度を改正するよう、国に求めること。
- 5 地域支援事業交付金について、地域包括支援センター運営費の算定について、市からの返還金が発生しないようにするなど、算定方法を改めるよう、国に求めること。
- 6 任意事業家族介護支援事業における、おむつ券の給付は家族介護において有効な支援であることから、引き続き任意事業の位置づけとするよう、国に求めること。

官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について

東京2020オリンピック・パラリンピックの際には、障がい者や高齢者など様々な人が本県を訪れることが予想される。

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、改めてバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実現するとともに、官民一体となった行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことも重要であるものと考えている。

よって、次の事項について要望する。

記

1 バリアフリーな街づくりについて

(1) 自治体を実施する交通バリアフリーの推進のための点検に対し連携・協力するとともに、その結果を踏まえた県道の段差解消や点字ブロックの補修等を実施すること。

(2) 民間施設・店舗等のバリアフリー化促進（多目的トイレの設置等）に向けた補助事業を創設すること。

2 自治体を実施する心のバリアフリー事業や情報発信・広報PR等に連携・協力すること。

地域生活支援事業費県補助金の予算確保について

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国で定めた必須事業と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態をとった市町村事業とで効果的・効率的に実施しているところであるが、地域生活支援事業に対する県の補助率は、要綱により費用の4分の1を補助することができるかとされているが、実際には予算の範囲内での補助であり、県補助額は規定に及ばない額となっている。

法に基づく事業を実施するに当たり、不安定な補助金では適正な事業実施に支障が生じるとともに、市町村間でも格差が生まれる可能性がある。

よって、各市町村が確実に事業を実施し、障がい者への支援を円滑かつ効果的に図られるよう補助金制度を見直すなど、必要な予算を確保するよう要望する。

社会福祉施設等施設整備費補助金の予算確保について

社会福祉施設等施設整備費については、障がい者の入居施設からの退所や精神科病棟から退院等による地域生活への移行支援、並びに、高齢化や重度化した障がい者及び親亡き後の障がい者の地域生活の核となる、グループホーム等の地域で暮らす「住まいの場」、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障がい児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障がいを含む障がい児支援の充実を図るための整備を対象に補助するものであるが、近年、施設利用者の増加により、新たな施設の整備が急務となっている。

よって、真に緊急性・必要性の高い施設の早期整備を図るため、必要な予算を確保するよう要望する。

若年性認知症コーディネーターの複数配置について

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子供の教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要がある。

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、都道府県ごとに若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症コーディネーター」を配置することにより、若年性認知症の人の視点に立った対策を進めることとしており、平成29年度末までに全都道府県に配置することとしている。

よって、若年性認知症の方の自立支援に関わる関係者との連携などの調整役を担う「若年性認知症コーディネーター」を県内に複数配置するよう要望する。

発達障がい者支援センターの複数設置について

発達障がい者支援センターは、発達障がい者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健・医療・福祉・労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい者とその家族からの様々な相談に応じ、指導・助言を行うものとして、都道府県・政令指定都市において設置されており、県内においても郡山市に発達障がい者支援センターが設置されているところである。

平成28年の発達障害者支援法の改正により、「ライフステージを通じた切れ目ない支援の実施」「家族を含めた、きめ細かな支援の実施」「地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築」などが規定され、地域実情を踏まえ、都道府県・政令指定都市において、発達障がい者支援センターの複数設置など適切な配慮に努めることとされたところである。

よって、発達障がい者やその家族等に対して、相談支援・発達支援・就労支援及び情報提供など発達障がい者支援の一層の充実を図るため、「発達障がい者支援センター」を県内の複数箇所に設置するよう要望する。

児童発達支援に関する医療体制の充実について

発達障がい等により支援が必要な児童が専門機関で診療と適切な療育を受けるには、医療機関や施設、小児精神科医、専門職が少なく（福島県立総合療育センター 1 か所のみ）、初診が 1 年待ちとなっている。

また、診断後の療育体制のある県立矢吹病院思春期外来は約 3 か月待ちであり、療育体制のある病院を求め隣県の国際医療福祉大学言語聴覚センター（なす療育園）に受診するケースも多くなっており約 3 か月待ちとなっている。

よって、生活圏毎に小児精神科医や専門職員を配置し、児童の発達支援に対応することのできる療育体制を整備するよう要望する。

健康長寿達成のための取組に係る財政支援について

本県は、「第二次健康ふくしま21計画」を策定し、全国トップレベルの健康長寿県を目指し「健康寿命の延伸」を目標の一つに掲げ、様々な事業に取り組んでいるところである。健康長寿の達成に向けては、県のみならず、県民、市町村や関係団体が連携し一丸となって健康づくり対策に取り組んでいかなければならない。

よって、生活習慣病、特に、県の死因の上位である心筋梗塞等の原因となる動脈硬化予防事業（頸動脈エコー検査など）を実施している市町村への補助を新設するなど市町村が先進的に実施する健康長寿の達成に向けての取組、健康づくり対策等への財政支援を要望する。

子どものむし歯予防対策事業の恒常的实施について

県内の子どものむし歯の現状は、平成24年度、25年度の3歳児の一人平均むし歯数及び平成26年度の6歳児のむし歯有病者率が全国最下位となっている。

こうしたことから県では、市町村が行うむし歯予防事業(フッ化物洗口事業)に要する経費を、平成28年度から補助金として交付されている。

しかしながら、県内の子どものむし歯有の状況は、未だ全国的に下位となっており、引き続き全県的に子どものむし歯予防に取り組む必要がある。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 子どものむし歯緊急対策事業を次年度以降も継続すること。

また、フッ化物洗口事業実施には、薬剤のほかディスペンサー付きボトル等の物品が必要であることから、事業継続施設における物品購入に要する経費を補助対象とするとともに、14歳まで継続して実施することが効果的とされていることから、対象者を中学生まで拡大すること。

- 2 フッ化物歯面塗布事業など、むし歯保有率の減少に取り組む市町村への事業費の補助制度を新設すること。

がん検診事業等の財政支援について

がん検診（胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん）に係る費用については、平成10年度から国・県負担金（補助金）を廃止し、地方交付税をもって措置（一般財源化）されている。

平成20年度から措置された健康増進法、がん対策基本法に基づくがんの早期発見等のためのがん検診及びがん予防事業（健康教育、健康相談）などは、住民の健康保持の観点からも保健事業の根幹をなす重要な事業である。

よって、健康診査及び健康教育の充実強化を図る観点から、これら事業の財源の確保・拡充並びに市町村負担の軽減について要望する。

また、国が配布している乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券について今後も実施されるよう国に求めるとともに、県においては、胃がん・肺がん検診などの対象とされていないがん検診のクーポン券を配布するよう要望する。

ワクチン接種事業に係る財政支援について

近年、国による予防接種制度の抜本的な見直しにより、感染症予防費に要する経費は急激かつ多額の財政負担が生じている状況にある。

予防接種の制度改革により、感染症予防対策が充実することは望ましく、市民にとっても大変有意義な施策である反面、財源に関する課題が解消されない状況となっている。

よって、新たなワクチンの定期予防接種化に当たっては、自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、財源を全額保障するよう国に求めること。

住民の健康確保について

原子力発電所事故に伴う放射線による健康被害への不安に対し、引き続き住民に対するきめ細かな対策が求められている。

放射能の問題及び風評被害は、かつて経験したことのないものであり、これらの事態は、地域医療の要である医師の招へいにあたって新たな障害となっており、多くの医療従事者が県外に流出するなど、これら医療従事者の確保が急務となっている。

また、平成24年10月から18歳以下の県民の医療費が無料化されたが、子どもの年齢によって取扱いや要件、財源が異なることは事務管理が繁雑になるうえ、複雑化した制度は住民の混乱を招きかねない。

よって、次の事項について要望する。

記

1 放射線に対する住民の健康管理について

(1) 外部・内部被ばく検査に対する財政措置を継続すること。

また、当該検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や検査機器購入費用について継続的な財政措置を講じるよう国に求めること。

また、定期的な健診・医療の受診及び相談体制を確立し、特定健診に追加する検査や住民の不安やストレスに対するケアに係る経費について財政措置を講じること。

- (2) 県外避難者に対する被ばく検査環境の整備を図ること。

- (3) 放射線対策健康管理を推進するため健診（検査）データベース構築後の運用・充実に係る経費に対して財政措置を講じるとともに、県民健康調査の結果に関して、追跡調査とフォローを確実に実施すること。
また、同調査の結果による住民の健康課題を見える化し、住民の心身の健康を回復・増進するための対策を講じること。

- (4) 国が定める避難基準値（ $20\text{mSv}/\text{年}$ ）以下の地域であっても、住民が原子力発電所事故の被災者であることを公式に認め、住民の長期健康管理（最低30年間）及び疾病対策に全責任を負うことについて国に求めること。

- (5) 長期間にわたる健康管理等を安全・確実に実施するため、県内に複数の専門医療施設を設置すること。

- (6) 県民健康調査「健康診査」については、避難区域や避難区域外に関わらず、同一の検査項目による検診を行うこと。

2 地域医療の確保・充実について

- (1) 既存の医療機関においても産婦人科・小児科の医師不足により、閉院の危機に追い込まれている状況に至るところもあるため、医師派遣制度などの対策を講じること。

(2) 県平均を大きく下回る医師不足地域の診療所開設、地元の医師の確保及び開業医を存続させるために、診療所開設等支援補助事業を創設すること。

(3) 地域医療再生臨時特例交付金を活用した事業について

①地域医療の復興・再生が早急かつ円滑に進むように、医療圏にとられることなく地域の医療環境の変化に応じ、弾力的に運用すること。

②寄附講座設置支援事業について、大学医学部への寄附講座の設置に係る財政支援を継続するとともに、民間病院と協力して行う寄附講座設置及び福島県立医科大学も対象とすること。

③公的病院への医師派遣事業の継続及び拡大を図ること。

(4) 医療機関に対する経済的な支援が必要であることから令和2年度以降も浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を継続するとともに、当該補助金の継続の決定が年度途中であることから、事業効果を発揮するため早期に方針を決定すること。

(5) 救急医療機関に対する財政支援及び救急医療に対応できる専門的な医師を充足・配置すること。

(6) コメディカル（医師・歯科医師以外の医療関係者）の人材確保・定着のため、医科・歯科の診療所及び看護師以外の歯科衛生士、歯科技工士を含む医科・歯科の医療機関に勤務する全てのコメディカルを対象とした、看護師確保・定着のため県が創設した「看護職員ふるさと就職促進等補助金制度」と同様の補助制度を創設すること。

(7) 看護師確保に向け、「技術指導型在籍出向支援事業」の補助対象について相双地域内の医療機関間での出向も対象とするよう拡充するとともに、補助対象経費を拡大すること。

また、地域に定着する看護師を直接確保し、医療機関に配置するための事業を創設すること。

また、市で独自に実施している看護師修学資金貸与制度に対し、財政支援を講じること。

3 18歳以下の県民医療費無料化に係る財政支援について

(1) 現行の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱を廃止し、制度の一本化を図り、小学校1年生から3年生も含めた、0歳から18歳までの医療費全額の補助金を交付されるとともに、現行制度において補助対象外とされている審査支払手数料についても補助対象とすること。

(2) 医療費の自己負担にかかる部分の助成ばかりでなく、国民健康保険制度における国・県支出金の減額措置分についても助成すること。

(3) 当該制度が持続して運用できるよう継続的な財源確保を図ること。

在宅当番医制事業の補助制度創設について

医療体制の充実を図るため、在宅当番医制事業を実施してきたところであるが、国においては当該補助制度の見直しを行い、平成16年度に一般財源化をし、地方交付税により措置している。

市町村が行う事業は住民と直結した業務がその大半であり、とりわけ在宅当番医制事業は、初期救急医療の根幹をなす事業のため、事業が廃止となった場合、第二次及び第三次救急医療体制にも影響が生じ、地域における救急医療体制の確立が困難な状況となり、住民の生命や生活に多大な影響を与える結果となる。

よって、事業実施における財源の確保が確実な方法として国の制度改正に関わらず県においては、在宅当番医制事業補助金の一般財源化について見直しを図るよう国に対して求めるとともに以前行っていた補助制度を復活されるよう要望する。

水道事業に対する財政支援について

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、保健衛生施設等についても、疾病の予防・治療等の拠点となる重要な施設であることから、地域住民の社会生活基盤として、災害時においても機能を維持する必要がある。よって、次の事項について要望する。

記

- 1 耐震化対策のため実施している浄水場改築事業に対する交付金事業及び国庫補助事業について、県費の嵩上げ支援を講じること。
- 2 鉛製給水管の早期全廃を図るため、鉛製給水管布設替えに対する新たな補助制度を創設するよう国に求めること。
- 3 水道管路耐震化等推進事業の老朽管更新事業における採択基準について、管路全体の9割以上を占める基幹管路以外の管路施設についても交付金対象とするよう要件を緩和するよう国に求めること。

地域少子化対策重点推進交付金の継続について

少子化対策への取組み支援については、短期間で効果が見込める事業ではなく、継続して取り組む必要がある。

よって、次期地方創生総合戦略の計画策定期間においても当該交付金を継続するとともに、当初補助率（10／10）の維持を要望する。

子ども・子育て支援新制度移行に係る財政支援について

少子化の進行や共働き世帯の増加等の子育て家庭をめぐる環境変化に対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付及び小規模保育事業等に対する地域型保育給付を創設し、平成27年度から子ども・子育て新制度が施行されているが、1号認定、3号認定の児童については、新たに市町村の負担が生じることや、国が示した利用者負担額の上限は、利用者の所得階層により金額設定がされているものの、全国平均の料金設定になっており、大多数の利用者は現状の料金設定より負担増になっている。

また、全国的に核家族化や共働き世帯が増加しているため、保育施設整備や保育士確保が必要となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 地域の実情を勘案した料金設定の見直し、または負担軽減措置などの対策を講じること。
- 2 公立保育所施設整備に関する財政措置を講じること。
- 3 保育士資格（免許）取得者を養成するなど、保育士確保のための施策を講じるとともに、研修受講や休暇取得等に対応するための代替保育士の加配等就労環境の改善を着実に図るなど総合的な対策を行うこと。また、保育士の更なる処遇改善を実施するよう国に求めること。

- 4 保育士養成校からの新卒者の県外流出を防ぐため、保育士確保に向けた効果的な対策を実施すること。

- 5 潜在保育士等に対し、保育施設へ就労した際の就職準備金貸付事業の継続と拡充を実施するとともに、求人や復職支援研修会等の情報を市町村からも積極的に提供できる仕組みを構築すること。

幼児教育・保育の無償化について

自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されるが、認可外保育施設の質の確保・向上を始めとする、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行う、国と地方のハイレベルによる「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、具体的な議論が進められている。

自治体は、子どもたちの命を預かる立場から、適切に対応していく所存である。

よって、次の事項について要望する。

記

1 幼児教育・保育の質の担保向上について

(1) 無償化措置の実施に伴い、今後、認可保育所等の施設利用に係る潜在的な保育需要の掘り起こしによる更なる待機児童の増加も懸念されることから、これらの保育需要に対応するための施設整備等の財源確保をはじめ、保育士等の人材の確保及び賃金等を含めた処遇改善策を講じるよう国に求めること。

(2) 公平な制度とするため、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設利用者への無償化措置上限額に対し県独自の上乗せ補助を実施するとともに、認可外保育施設の保育の質を向上させる支援策を講じること。

また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図るよう国に求めること。

(3) 認可外保育施設の認可施設への円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講ずるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう必要かつ十分な支援を行うよう国に求めること。

放課後児童クラブ整備補助金の財源確保と拡充について

子ども・子育て支援新制度に伴い、放課後児童健全育成事業の利用児童の年齢が小学校6年生まで拡大され、早急に受け皿となる施設を整備する必要があるため、財政支援が不可欠である。

よって、補助要望すべてに応えられるだけの財源を確保するとともに、補助基準額の増額を要望する。

放課後児童クラブ利用料に対する補助制度の創設について

経済的に放課後児童クラブに預けたくても預けられない、利用料の支払いに苦慮している子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの利用料を軽減する施策が必要である。

しかしながら、保育所については所得額に応じた応能負担の措置があるものの、放課後児童クラブについては同様の措置や制度がなく、自治体が単独で利用料の補助を行うことは財源的に厳しい状況である。

よって、自治体が利用料の補助を行えるよう財政支援を講じるよう要望する。

子育て支援員の研修実施について

当該研修については、平成27年度から県において実施しているところだが、子育て支援員は、今後も保育士等が不足している中において、その需要が見込まれる人材であることや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等においても、各現場における保育の質の向上の観点から研修を受けた職員の配置が望ましく、引き続き受講希望者の利便性を最大限に考慮しながら研修を実施していく必要がある。

さらに、今後は一定の子育て支援員が確保されていく中、研修を修了し、各現場で業務に従事している当該支援員に対する、国の要綱に基づく現任者研修やフォローアップ研修を実施し、県内全体の子育て支援員のレベルアップを図り、質の維持・向上につなげるべきである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 県主催の子育て支援員研修の実施について、今年度からいわき地区が追加されたが、他地区と比較して定員が少ないため、定員の増及び同一コースの年間複数回実施をすること。
- 2 今後、一定数の子育て支援員が確保される中、その質の向上を図るため、当該県主催の支援員研修において、現任者研修・フォローアップ研修も組み込むよう、予算を確保すること。

保育所等給食検査体制整備事業補助金の継続及び拡充について

子どものより一層の安全・安心を確保するため、安心こども基金を活用した保育所等給食検査体制整備事業補助金が平成24年度に制定されたところである。

この制度の放射能検査機器購入の補助、検査用試料代の補助等により、保育所等給食の検査体制を整備し、維持しているが、給食に対する不安を払拭するためには長期間を要する。

よって、来年度以降も保育所等給食検査体制整備事業補助金を継続するよう要望する。

屋内運動施設及び屋内遊び場の整備及び管理・運営に係る 財政措置について

子どもの健全な発育には、発達段階に応じて必要な遊びや運動を必要な時期に行うことが不可欠であり、既存の屋内型運動施設だけの対応では全ての子どもたちに運動する機会を提供することは不十分であることから、新たな屋内型運動施設の整備が必要である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 発達段階に応じた運動プログラムを確立すること。
- 2 屋内遊び場確保事業を継続するとともに、施設を新設する場合の財政措置を講じること。
また、補助率3分の2を全額補助とすること。
- 3 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業を継続するとともに、施設修繕に係る費用についても対象とすること。
- 4 スタッフの研修を含む新たな人材の育成に要する経費について財政措置を講じること。

障がい児保育に係る補助金について

保育所、認定子ども園における障がいのある子どもの受入数は年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が必要となっている。

保育所等において受け入れている障がいのある子どもの数に加え、障がい児保育を担当する職員等も、障がい児2名に対し1名の配置を標準としつつ障がいのある子どもの状況に応じて適切に職員を配置している状況となっている。

県においては、県私立幼稚園等心身障がい児教育費補助金を交付することで、私立幼稚園及び幼保連携型認定子ども園等に対する障がい児の就園の機会を拡大、心身障がい児教育の充実及び振興に寄与しているが、補助対象となる子ども及び園が制度上限られている。

よって、現在対象外となっている私立保育所等に就園する障がいのある子どもたちが、適切な教育・保育が受けられるよう、制度の拡充について要望する。

ひとり親家庭医療費助成に係る財政支援について

ひとり親家庭に対する支援の一つである医療費助成制度は、現在、ほとんどの市町村で、受診時に医療費を一旦支払い、その後に助成を行う償還払いの方式をとっている。

そのため、受診した医療費の支払いができない、医療費の支払いを不安に受診を控えているなどの相談が寄せられている。

現行のひとり親家庭医療費助成事業補助制度は、支払った医療費から1世帯同一受診月あたり1,000円を除いた額が助成対象となっているため、事務が繁雑化するだけでなく、医療機関等にも大きな負担増となっている。

よって、ひとり親家庭の自立を促進し、安心して子育てができる環境整備に寄与するためにも、ひとり親家庭医療費助成事業補助金の1登録世帯同一受診月1,000円控除を廃止するよう要望する。

婦人保護事業への財政支援について

自治体においては、DV防止に係る支援施策として、女性相談員による相談体制の確保に努めるほか、DV被害で一時保護を要する世帯等が発生した場合の緊急対策として、県施設「女性のための相談支援センター」への移送又は一時避難場所を確保しているが、県施設への入所はあくまで一時的なものであり、退所後の住居確保や就労相談、必要な手続きの補助など、被害者の自立に向けた継続的な支援を行うためには、民間支援団体の協力が不可欠な状況にある。

また、国においては、昨年度から、婦人保護事業運用面の改善の取組として「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」による議論等も行われている。

よって、DV被害者の保護の推進及び支援強化を図るため、次の事項について要望する。

記

- 1 DV被害者の保護の推進を図るため、民間団体が運営する緊急一時避難支援事業に係る支援策を、県において講じること。
- 2 DV被害者の支援及び相談体制の強化を図るため、経験豊富な相談員を現役女性相談員へのアドバイザーとして活用するほか、今後の人材育成支援に積極的に取り組むこと。

奨学金返還支援事業対象者の拡充について

浜通り地方における情報処理技能者養成施設であるコンピュータ・カレッジは、平成23年4月に独立行政法人雇用・能力開発機構から運営を引き継ぎ、地域の雇用開発の促進と、高度情報処理社会に対応した情報処理技能者の養成・輩出により、地域産業の振興に大きく寄与している。

県において、地域経済を牽引する成長産業（エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など）への就職を希望する大学生等に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付しているが、対象者は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けているもの（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校に在学する学生・生徒）等とされており、学校教育法によらない職業訓練校であるコンピュータ・カレッジの学生は、奨学金返還支援対象外となっている。

よって、当該補助金が、将来を担う産業人材確保のための支援制度であることから、職業訓練校が独自に設ける奨学金の貸与を受けている学生についても、返還支援の対象となるよう制度の拡充について要望する。

商工業指導施設整備の支援について

東日本大震災及び原子力災害から商工業の復興を図る上では、地域の実情に精通した商工会議所や商工会による経営指導が必要である。

よって、地区商工業の経営指導に必要な機能を備えた商工会館の設置・改修に要する支援のための予算措置を講じるよう要望する。

雇用対策の推進について

東日本大震災や原子力発電所事故の影響により地域内の様々な業種での事業活動が大きな打撃を受け、多くの事業所の操業再開が遅延、見通しが見つからない状況にあり、多数の失業者が発生するなど雇用情勢が非常に厳しい状況にあることから、次の事項について要望する。

記

- 1 各自治体の雇用情勢を把握し地域の実情に即した実効性のある就業支援制度及び雇用支援制度の創設を図ること。
- 2 ふくしま産業復興雇用支援助成金について、対象が被災3県まで拡大されたところであるが、依然、人手不足は解消されていないことから、さらに対象を拡大すること。
また、対象事業者については、国等の産業支援を受けていない事業者においても、支援の対象となるよう要件を緩和すること。
- 3 求人・求職のマッチングの強化や職業訓練の充実、労働環境の改善等を促進するとともに、UIJターンの促進に向けた各種取組に継続して積極的に取り組むこと。

- 4 求人業種と求職者のミスマッチを低減させるためにも、「ふくしま生活・就職応援センター事業」等の更なる効果的運用と実効性ある支援策を講じるとともに、広く情報発信を行い事業周知を図ること。

- 5 県外における就職ガイダンスなどの活動を市町村と連携しながら実施するなど地方への新たな人の流れを生み出すための取組を行うこと。

中小企業に対する支援について

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により地域内の様々な事業活動が大打撃を受け、多くの事業所の操業再開が遅延するなど、非常に厳しい状況にある。

また、風評被害もあいまって、商工業、観光サービス業は多大な影響を被っている。

このため、国・県においては中小・零細企業等への支援策として様々な補助制度の創設、震災に伴う特別資金での支援など各般の施策を講じているが、事業再開を躊躇している事業者が多くあることから、次の事項について要望する。

記

- 1 東日本大震災による地震・津波等で被災した中小企業者及び震災や原発事故により影響を受けた中小企業者を支援するために設けられたふくしま復興特別資金制度を継続すること。
- 2 原子力被災事業者事業再開等支援補助金及び中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の十分な財源を確保すること。

企業立地補助金の継続及び要件緩和について

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、旧警戒区域内の事業所においては休業や廃業、事業所移転を余儀なくされ、旧警戒区域外の事業所においても、原子力災害による一時的な生産停止による受注の減少や風評被害、労働力不足などによる事業活動の縮小など、極めて深刻な状況が続いており、企業立地補助金の制度なくしては、風評被害を受けた地域に企業を誘致することは極めて困難である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続及び財政措置について国に求めること。
- 2 ふくしま産業復興企業立地補助金を継続するとともに、事業期間の延長、及び対象業種を拡大すること。
また、「企業立地補助金事業」をはじめとする効果的な各種支援制度等の積極的な利用を促すためにも、事務手続きの簡素化を図ること。
- 3 医療・福祉関連産業、再生可能エネルギー関連産業に重点を置いた新たな企業立地補助金を創設すること。

工業団地整備に係る財政支援について

原子力災害により被災地における地域経済は、風評被害も含めたあらゆる分野において厳しい状況が続いている。

このような中、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致を推進するとともに、受け皿となる拠点の整備が急務であることから、次の事項について要望する。

記

- 1 工業団地整備に係る新たな補助金を創設するよう国に求めること。
- 2 工業団地等整備事業補助金について、対象施設の拡大及び上限額の増額など制度の充実を図ること。
- 3 工業団地の整備・開発を速やかに進めるため、土地利用に関する農地振興地域・農用地区域の除外、農地転用及び市街化区域編入等の規制緩和並びに手続きの簡素化を図るよう国と調整を図ること。
- 4 いわき四倉中核工業団地内を縦貫する幹線道路について、県が主体的に自治体と協働で整備手法等について検討すること。

また、当該幹線道路や周辺インフラの整備について、財政措置を講じるよう国に求めるとともに、負担軽減に係る様々な方策について検討すること。

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の 推進について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものである。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなる。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 当該構想に伴い創設された地域復興実用化開発等促進事業費補助金について、大企業が組織的に実施することで研究可能な事業もあることから、大企業の補助率2分の1を中小企業と同じ3分の2に引き上げるよう国と調整すること。
- 2 当該構想の重点分野産業の裾野を広げ、浜通り地域にロボット関連産業を集積させるため、企業の技術革新を促す地域復興実用化開発等促進事業費補助金が活用できるよう、十分な予算の確保及び事業期間の延長を図ること。
- 3 当該構想の推進を支える人材の確保・育成対策として、高等教育機関の設置や職業能力開発の充実を図るとともに、県立テクノアカデミー浜の授業料等免除措置を令和2年度以降も継続すること。

研究機関等の活用について

郡山連携中枢都市圏域には、国立研究開発法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所及び国立研究開発法人国立環境研究所などを始めとする研究機関等が数多く拠点を構えており、これらの研究機関が有するシーズや把握しているニーズについて情報を共有し、地域内の課題解決を図るため、「郡山地域研究機関ネットワーク形成会議」を設置している。

県においても、発足以来参加されているところであるが、郡山地域の課題はもとより、全県的な課題解決を図るため、当該会議を積極的に活用するよう要望する。

公益財団法人ふくしま科学振興協会に対する 補助金の確保について

ふくしま森の科学体験センターは、科学技術の振興を図るとともに、地域特性を活かした科学教育の水準の向上と生涯学習の振興に寄与することを目的として、公益財団法人ふくしま科学振興協会が事業の推進及び管理運営に当たっており、次世代を担う青少年の教育施設として利活用が図られているが、補助金の削減により財政運営上厳しい状況にある。

よって、同センターの運営が図られるよう、同協会に対する財政措置の充実及び支援の継続を講じるよう要望する。

中心市街地や商店街の活性化に対する各種事業への財政支援について

中心市街地や商店街については、車社会の伸展、巨大商業施設や郊外型ショッピングセンターの出店で消費者が郊外へ流出しており、中心市街地や商店街は空洞化の一途を辿っている状況である。

このため、各自治体においてはそれぞれの特性を活かしながら、中心市街地等への誘客促進を図るため、ソフト事業を中心とした各種事業を市民と行政が一体となって取り組んでいるところである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 被災地における中心市街地は、居住人口、歩行者通行量が減少し、空き店舗が増加するなど、依然として厳しい状況にあることから、空き店舗の解消に係る財政措置を講じること。
- 2 中小企業金融円滑法が平成25年3月末に失効したところであるが、その影響が最小限となるよう、税制や融資・助成などを含めた中小企業への総合的な支援策を強化すること。
また、被災地における先進的な取組を行っている企業等に対しても、支援策を講じること。

3 小売店舗等のリノベーションに対する補助制度を創設すること。

また、中心市街地賑わい集積促進事業について、当初の地域ビジョンで想定されていなかった業種等の出店についても補助対象とするなどの要件緩和及び予算を確保するとともに、活力ある商店街支援事業について、道路に面していない店舗を補助対象とするなど要件緩和により活用しやすい制度とすること。

避難解除等区域商業機能回復促進事業の継続について

避難解除等区域においては、避難指示の解除後、コンビニエンスストアやホームセンターは再開したが、生鮮食材等を販売する民間業者によるスーパーマーケットの開店の兆しがみられない状況にある。

そのため、自治体独自に、平成30年12月に帰還住民が生活する上で欠くことのできない生活必需品（生鮮食料・飲料水・日用雑貨）を取り扱う公設民営の店舗を新設しているが、商圈人口が少なく経営が困難な状況のため、令和2年度以降も行政支援（経済的支援）が必要である。

よって、避難解除等区域商業機能回復促進事業を継続するよう要望する。

積極的な観光施策の展開について

原子力発電所事故により本県のイメージが低下し、定住人口や交流人口が減少傾向にあり、観光産業等に大きな打撃を受けている。

よって、福島県の現状を伝え、福島県が安心であることを周知するとともに、次の事項について要望する。

記

- 1 風評を払拭するためには、多くの方々に現地に足を運んでもらい安全性を実感していただくとともに、それらの様子がマスコミ等で報道されることが最も効果的であることから、広報・PR等情報発信に対する支援、国内外からの観光誘客に係る支援、国際的・全国的な会議、コンベンションやイベント等の開催・誘致・施設新設等施策への支援など、交流人口拡大に向けた幅広い施策に積極的に取り組むこと。
- 2 原子力災害による風評を払拭するためには、東京電力福島第一原子力発電所の現状を多くの方々に知ってもらうことが極めて重要であることから、福島第一原子力発電所の視察を行程に含むスタディツアーの実現に向け、ツアーの造成などに積極的に取り組むとともに、地域と一体となった実施体制を構築すること。

- 3 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした外国人誘客に向け、事前キャンプの誘致、外国人誘客施策及びインバウンド施策の充実、福島空港の海外路線の復活を図ること。
- 4 将来のリピーターとなり得る教育旅行の回復に向けて、県が先導的役割を担い、県外の教育委員会や学校などの教育機関、旅行代理店など関係機関に対して教育旅行の誘致をすること。
また、教育旅行の交通費支援策についても継続して取り組むこと。
- 5 観光地のハード整備経費及びDMO（Destination Management / Marketing Organization 観光地域づくりの舵取り役を担う法人）形成促進を含めた観光施策の人的支援など各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じるとともに、県内の日本版DMO候補法人が実施するマーケティングや戦略立案等に係る事業に対し、人的・財政的支援を行うこと。
- 6 本県への切れ目ない誘客につなげるため、県大型キャンペーンの実施、首都圏での観光PR・物産展の開催など、県と地域が一丸となった取組強化を図ること。
- 7 首都圏からアクセスも良く、登山、自然探勝など幅広い楽しみ方ができる浄土平周辺について、噴火警戒レベルの関係で入込数が減少していることから、観光振興、地域の活性化の観点から、観光施設の積極的で一体的な整備を図ること。

県産農林畜水産物の安全・安心確保及び風評被害対策について

県産農林畜水産物全体に対する風評が払拭されておらず、販売面において様々な障害が生じている中、生産段階におけるきめ細やかなモニタリングによる安全性の確認と風評被害対策が最重要課題となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 市町村が実施しているモニタリング体制の継続に必要な財政措置を講じること。
- 2 漁協が実施する水産物の検査について、検査に係る機器や人員の配備など、検査体制の整備に対して状況に応じた支援をすること。
- 3 自治体独自の自主検査についても、人件費や物件費等の財源を確保すること。
- 4 国内外への正確な情報提供や県内産品の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、令和2年度においても、財政措置を講じるとともに、長期的な財政措置を講じること。

5 生産者団体や任意団体等が自主的に行う風評被害払拭に向けた販売促進事業等に対して支援策を講じること。

また、地産地消を目的に直売センター等でイベント等を行うことに対する支援策を講じること。

6 「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業について、対象事業の拡大や上限額の引き上げなど一層の充実を図り風評対策事業を推進できるよう十分な予算を確保し、継続すること。

中山間地農業・林業の振興支援について

東日本大震災及び原子力発電所事故から8年が経過する中で、原子力発電所20km圏内の帰還率は8割、水田作付面積で見ると営農再開率は7割弱であり、これ以上の数字の向上は望めず、復旧・復興のステージは新たな段階に入っている。

また、原子力発電所事故の影響により、シイタケ原木の生産や肉用牛放牧等が制限されるなど、震災前の農林業経営・ライフスタイルは復旧・復興が不可能となり、新たな農林業、地域の姿を模索するにも、未除染の森林、急傾斜地等の存在など原子力発電所事故の影響が払拭されない限り、将来像を描きにくい状況にある。

よって、現行の中山間地域支援策（日本型直接支払制度等）の維持及び継続に加え、地域の担い手の高齢化や減少する現状を踏まえた、事務手続き等を極力簡素化した、地元のニーズに素早く対応し、かつ継続した事業実施が可能な県独自の新たな支援策の創設を要望する。

有害鳥獣被害対策に係る支援について

近年、県内各地でクマの目撃情報、被害情報が増加し、特に、人への負傷事故や生活区域に出没したツキノワグマは、その習性から、出没を繰り返すことによる被害の拡大が心配される。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、有害鳥獣、特にイノシシの個体数が増えており、作物への被害や人里周辺への出没により地域住民への危険性が増している。

よって、地域住民の安全の確保と農作物被害や森林被害を軽減するため、次の事項について要望する。

記

- 1 広域的な視点からのより専門的な知見に基づく有害鳥獣の個体数や生息状況の調査と実態に即した対策を実施すること。
- 2 市町村境界を越えた広域的な被害が見られるため、国と県とが連携して効果的な被害防止施策や体制の構築を図ること。
また、より効果的な支援と指導が行えるよう、県における鳥獣害対策組織の一本化と関係部署の連携強化を早急に進めること。
- 3 雑木やヨシなどが繁茂した河川は、ツキノワグマやニホンザルの移動ルートになっており、行動域を拡大させる要因の一つであるため、獣害対策を目的とした河川雑木や雑草の計画的な伐採など河川整備を迅速に実施すること。

4 加害獣の捕獲駆除を担う狩猟者の減少は著しく、新たな狩猟者の育成・確保は急務であることから、今後の捕獲業務を担う人材の育成確保及び射撃場における弾丸の補助等狩猟技術向上のための支援の充実、報償金制度の充実等を図ること。

さらに、この観点から、射撃場整備に係る新たな支援制度を創設するとともに、射程距離100m以上の射撃場を県内に設置すること。

5 捕獲時に早急かつ安全に対応できるよう、麻酔銃が使用できる者の配置と県及び警察の協力体制の確立、並びに専門的知識を有する人材を育成すること。

6 イノシシ等有害鳥獣の捕獲に係る経費に関する支援や電気柵等の設置などの被害防止対策に関する支援などを継続・拡充するとともに、国において地域の要望に見合う財政支援が受けられない場合は、それを補完するだけの予算を確保し、財政支援を行うこと。

7 有害鳥獣の処分が適切に実施できるよう、市町村単位ではなく広域的な規模で専用焼却炉などの処分体制を整備するとともに、各市町村が独自に取り組む施策に対する財政措置を講じること。

6次産業化の推進について

県においては、「新ふくしま・地域産業6次化戦略」に基づき、地場産農林水産物を活用した新商品・新サービス、新技術の開発のために必要な機械・施設の整備に係る各種補助事業を実施しているが、法人格を有する農林漁業者等が事業対象者となっている。

よって、法人格を有しない農業者や任意団体等の6次産業化の具現化に向けた取組に対し、財政措置を講じるよう要望する。

園芸産地化に向けた支援について

県では、「実り豊かなふくしまの産地整備事業」により、園芸品目の戦略的な生産拡大、生産組織の育成等による土地利用型作物の生産効率化と産地づくりを進めているが、後継者不足等の影響もあり荒廃樹園地が増え、病虫害の温床となっており、防除対策が重要な課題となっている。

よって、生産物の品質保持・向上を図り産地を維持発展させて、若者に魅力ある農業とすることで、後継者の他産業への流失に歯止めをかけるために、もものせん孔細菌病対策としての防風ネット設置など、病虫害防除対策への財政的支援を行うとともに、気象災害対策と省力化のための施設化の推進と、園芸施設の維持・更新も対象とした支援制度の充実を図ること。

地籍調査事業の予算の確保について

地籍調査事業については、土地の境界及び権利関係を明確にするもので、土地に関するトラブルの未然防止や課税の公平性の確保など、適正な土地管理を行うために有効な事業であり、国から県を經由して国2分の1、県4分の1の割合で地籍調査補助金が交付され事業を実施しているところである。

しかしながら、近年、配分される予算額が要望額に対し、著しく減額されている状況が続いている。

よって、計画的・継続的に当該事業を推進するため、申請に見合う財源を確保するよう要望する。

多面的機能支払交付金に係る予算の確保について

多面的機能支払交付金については、農業資源を維持・継承するとともに環境を保全していくための有効な施策である。

しかしながら、当該交付金の交付対象として算定される項目は限られており、地域の水路や農道などの施設の老朽化に対応する長寿命化の取組は算定されていない。

よって、長寿命化の取組を算定項目とするとともに、新規採択地区に係る当該年度の予算を確保すること。

老朽化した農業用排水施設等の修繕等について

農業生産活動の基礎となる農業水路等の農業水利施設等の老朽化が進んでおり、将来にわたって機能を安定的に発揮していくためには、適時・適切な長寿命化対策等を実施していく必要がある。

対策の内容は、農業者が日常的に行う維持管理の一環として行うものから高度に専門的な知識、経験が求められる排水機場等の大規模修繕（施設更新）まで広汎に亘ることから、効果的に施設機能を維持するには、行政、農業者、土地改良区等の関係者が適切な役割分担の下、連携、協力し、円滑に対応していくことが求められている。

施設の中には、整備から数十年が経過し、老朽化が進んだ排水機場等があり、湛水被害の恐れがある場合に正常に機能発揮できるのか懸念が生じており、かつ施設周辺環境が変化したことにより、当初計画と比べ規模が過大となっている施設もある。

よって、施設を早急に更新し農業用水の安定供給を図るため、国営施設更新事業の着実な進捗及び予算の確保を国に求めるとともに、県においても予算を確保するよう要望する。

また、莫大な費用を要することが原因で、農業者、土地改良区、市町村では対応が難しい排水機場等の改修については、県において補助事業を創設するよう要望する。

県営経営体育成基盤整備事業の促進について

小規模な区画の農業地帯においては、用排水路などの農業用施設の老朽化等により、効果的な農業経営や経営規模の拡大が図れない現状にあるが、県営経営体育成基盤整備事業の取組により、ほ場の大区画化、農道や用排水路の整備、維持管理の軽減など効率的な農業経営の推進が期待されるものである。

よって、基盤整備や農地集積等により、農業経営の安定と規模拡大を図るため、当該事業の着実な進捗及び予算の確保とともに、福島再生加速化交付金により実施している整備事業についても財政支援を継続するよう国に求めることについて要望する。

また、当該事業のうち調査・調整事業及び高度経営体集積促進事業について県補助率を引き上げるとともに、中心経営体集積促進事業についても国庫補助残を全て県負担とし、市町村の負担が生じないよう要望する。

農村地域防災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の 促進について

用水路には、河川との交差部に河川から取水できるよう河川側に分水ゲートが設置されているものがあるが、県営かんがい排水事業により幹線用水路として整備されたものの中には、河川から取水する必要がなくなり、逆に大雨により河川が増水した際には、分水ゲートに流木等が詰まり、河川の水がせき止められ流域周辺農地の湛水や平面交差する用水路の被害が発生している。

よって、早急に施設を改築し、災害を未然に防止するため、農村地域防災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）による施設改築の早期完成について要望する。

猪苗代湖の環境保全対策について

猪苗代湖は、かつて水質日本一を誇ったものの、近年は水質ランキングの対象外となるなど、水質悪化が懸念されている。

このような中、全国４番目の広さを誇る猪苗代湖は、隣接３市町のみならず、猪苗代湖から流れ出る阿賀野川下流域においても貴重な上水道の水源であるほか、農業用水をはじめあらゆる産業での利用など、まさに「命の水」であり、その重要性から、将来にわたる環境保全活動等への取組が必要である。

よって、現在の県森林環境税の用途は、令和６年度に国が導入する（仮称）森林環境税の用途と重複することから、令和３年度以降の県森林環境税の検討に当たっては、その用途について、猪苗代湖の水環境保全をはじめとした環境保全全般への拡大を図るよう要望する。

山のみち地域づくり交付金事業の促進について

山のみち地域づくり交付金により県において事業着手した区間については、地域住民や関係者は事業の早期完了を切望している。

よって、山のみち地域づくり交付金事業による着手区間の早期完成について要望する。

ふくしま森林再生事業の継続的かつ安定的な 事業量の確保について

原子力発電所事故により森林整備等の林業生産活動が停滞し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されているところである。

よって、適正な森林整備や木材利活用の施策の推進のため、ふくしま森林再生事業の継続的かつ安定的な事業量を確保するよう要望する。

森林病虫害等防除事業の強化について

森林は、木材の生産のみならず水資源の涵養、土砂の流出・法面崩壊の防止、二酸化炭素の吸収、景観の保全など多様な公益的機能を高度に発揮し、地域形成の上に大きな役割を果たしているところである。

しかしながら、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損被害や松くい虫による松林への被害が拡大しており、森林の持つ多面的機能への影響が懸念されている。

よって、国県主導による大規模な被害防除対策及び、国有林の森林病虫害防除事業に対する予算確保、並びに、市町村が行う防除事業にかかる市町村の負担が生じない補助事業の創設について、国に求めるよう要望する。

治山事業の推進について

近年、豪雪に伴う融雪や豪雨等により、山腹崩壊や表面土砂流出などが相次いで発生し、水稻、畑作等の農業生産への影響のほか、集落の床下浸水の被害などが懸念されているところである。

よって、現在実施している治山事業の早期完了について要望する。

県施行建設事業負担金の廃止又は軽減について

県施行建設事業負担金については、地方財政法や道路法等に基づき、負担率5～10%の負担金を納入しているところであるが、自治体においては、東日本大震災及び原子力災害による影響を受け税収が著しく低下し、財政の好転が見えない中、災害からの復旧・復興への財源を捻出しなければならない状況である。

よって、県施行建設事業負担金の廃止又は軽減措置を講じるよう要望する。

道路の整備促進について

被災地域の物流機能の回復を図るとともに、一日も早い復旧・復興に向けて、下記道路の整備促進について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進すること。
- 2 遅れている地方の道路整備を促進するため、地方が真に必要としている道路整備を計画的に進めるため、十分な予算を確保すること。
- 3 円滑な交通体系の確立及び被災地方の復興を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、県道、市町村道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案し、整備促進を図ること。

○特記事項

- ・ 地域高規格道路「会津縦貫道路」（若松北バイパス、湯野上バイパス、小沼崎バイパス及び下郷田島バイパスの整備促進、未着手区間の早期事業化、会津縦貫北道路の4車線化、予算拡充、未供用区間を重要物流道路への指定）
- ・ 一般国道115号「相馬福島道路」（早期供用開始）
- ・ 一般国道115号「大波地区」（急勾配、線形不良区間改善）
- ・ 一般国道115号「相馬市山上～大曲」（全線4車線化）
- ・ 一般国道115号「石田地区」（局部改良）

- ・一般国道252号「七日町地区」（電線類地中化・無散水消雪工）
- ・一般国道288号（歩道設置・延伸）
- ・一般国道294号（拡幅）
- ・一般国道294号「湊町四ッ谷地区、小坂地区及び原地区間」
- ・一般国道294号「江花地内」（拡幅）
- ・一般国道349号「新殿地区、針道地区、戸沢地区」
- ・一般国道349号「山城館～元舟場地区」（バイパス）
- ・一般国道349号「五十沢柴崎～沼ノ平」（早期計画策定）
- ・一般国道399号（拡幅）
- ・一般国道399号「平北目地区」（交差点改良）
- ・一般国道399号「平市街地～下平窪地区」（早期計画策定）
- ・一般国道399号「十文字工区」
- ・一般国道399号「保原町七丁目」（歩道拡幅）
- ・一般国道401号「北会津町地内」（交差点拡幅）
- ・一般国道459号「岳下地区、大平地区、小浜地区、新殿地区、旭地区、宮古～堂山間、藤沢～見頃間」
- ・主要地方道「福島保原線」（改良・拡幅）
- ・主要地方道「郡山湖南線」（拡幅）
- ・主要地方道「本宮熱海線」（改良）
- ・主要地方道「原町川俣線」（拡幅・歩道設置）
- ・主要地方道「小野田母神線」（拡幅・歩道設置）
- ・主要地方道「いわき石川線（皿貝工区、才鉢工区）」
- ・主要地方道「喜多方西会津線」
- ・主要地方道「いわき上三坂小野線」
- ・小名浜道路
- ・主要地方道「本宮三春線」（拡幅・歩道設置）
- ・主要地方道「長沼喜久田線」（拡幅・歩道設置）
- ・主要地方道「本宮土湯温泉線」
- ・主要地方道「相馬浪江線」、主要地方道「原町二本松線」（交差点改良）
- ・主要地方道「相馬浪江線」、県道「大芦鹿島線」（交差点改良）

- ・主要地方道「小野富岡線」
- ・主要地方道「相馬亘理線」(早期復旧・被災地の土地利用を考慮したルート変更等)
- ・主要地方道「川俣安達線」(拡幅)
- ・主要地方道「飯野三春石川線」(拡幅)
- ・主要地方道「飯野三春石川線」(拡幅)
- ・主要地方道「郡山長沼線」(区画線工事)
- ・主要地方道「郡山矢吹線」(S I C関連整備・付加車線設置)
- ・主要地方道「原町二本松線」
- ・主要地方道「古殿須賀川線」(拡幅)
- ・主要地方道「小野郡山線」(拡幅・歩道設置)
- ・主要地方道「北山会津若松線」(自転車歩行者道早期整備)
- ・主要地方道「小名浜小野線」
- ・主要地方道「二本松金屋線」(歩道設置・橋梁架け替え)
- ・主要地方道「猪苗代湖南線」(狭隘・急カーブ区間の解消)
- ・主要地方道「中野須賀川線」(狭隘・急カーブ区間の解消)
- ・主要地方道「会津若松三島線(阿賀川新橋梁工区)」
- ・県道「田村安積線」(歩道設置)
- ・県道「福島安達線」
- ・県道「三春日和田線」(歩道設置・拡幅)
- ・県道「二本松三春線」
- ・県道「二本松川俣線」
- ・県道「本宮岩代線」
- ・県道「大橋五百川停車場線」(歩道整備)
- ・県道「本宮常葉線」(改良)
- ・県道「浪江鹿島線」(歩道改修)
- ・県道「原町浪江線」(改良)
- ・県道「浪江三春線」
- ・県道「二本松安達線」
- ・県道「谷田川三春線」(拡幅改良)
- ・県道「吉間田滝根線」
- ・県道「石筵本宮線」(拡幅改良)

- ・ 県道「松川渋川線」
- ・ 県道「小高停車場線」（歩道改修）
- ・ 県道「安達停車場線」
- ・ 県道「雲水峰江持線（塩田地内）」（拡幅）
- ・ 県道「羽鳥福良線」（拡幅）
- ・ 県道「芦ノ口大槻線」（拡幅・歩道設置・側溝新設）
- ・ 県道「荒井郡山線」（拡幅・歩道設置等）
- ・ 県道「斎藤下行合線」（拡幅・歩道設置）
- ・ 県道「阿久津舞木停車場線」（拡幅）
- ・ 県道「石沢荻田線」
- ・ 県道「木幡飯野線」
- ・ 県道「湯川大町線」（拡幅・安全対策）
- ・ 県道「安達太良山線」
- ・ 県道「須賀川二本松線」（交差点改良）
- ・ 県道「須賀川二本松線」
- ・ 県道「馬場平杉田線」
- ・ 県道「湖南湊線」（通行不能区間の整備促進）
- ・ 県道「岳温泉大玉線」
- ・ 県道「豊間四倉線」
- ・ 県道「熱塩加納山都西会津線」
- ・ 県道「熱塩加納会津坂下線」
- ・ 県道「岳温泉線」
- ・ 県道「広野小高線」
- ・ 県道「会津若松熱塩温泉自転車道」
- ・ 県道「新郷荻野停車場線（揚津地区）」（地すべりによる通行止区間の早期復旧）

4 ダブルネットワークの構築など国土強靱化に資する高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させるよう国に求めること。

また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図るよう国に求めること。

○特記事項

- ・東北中央自動車道（全線供用）
- ・磐越自動車道（4車線化）
- ・常磐自動車道（全線4車線化・復興インターチェンジ設置）

5 インターチェンジ周辺アクセス道路等の整備促進を図ること。

○特記事項

- ・大笹生インターチェンジのアクセス道路である主要地方道上名倉・飯坂・伊達線（建設促進）
- ・福島松川スマートインターチェンジのアクセス道路である主要地方道土湯温泉線及び主要地方道霊山・松川線（建設促進）
- ・（仮）国道4号インターチェンジのアクセス道路である県道国見福島線（改良）

6 福島市北部地域で慢性的な渋滞が発生している状況にあることから、西道路の北伸及び国道4号の渋滞解消も含めた円滑な道路交通ネットワークの実現に向けた調査を実施するよう国に求めること。

7 都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、健全な市街地の形成、活力と魅力ある快適な都市の形成のために、都市計画道路については、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等の推進や、歩行空間や自転車走行空間の面的整備の促進など、まちづくりと一体となった整備を図るとともに、十分な財源を確保すること。

○特記事項

- ・都市計画道路「栄町大笹生線（南沢又地区）」
- ・都市計画道路「腰浜町庭坂線（野田町地区）」
- ・都市計画道路「太平寺岡部線（御山町工区）」
- ・都市計画道路「曾根田町桜木町線（宮下町工区）」
- ・都市計画道路「杉妻町早稲町線」
- ・都市計画道路「北沢又丸子線（3工区）」
- ・都市計画道路「鳥川・大笹生線」
- ・都市計画道路「須賀川駅並木町線」（未整備区間の早期整備）
- ・都市計画道路「藤室鍛冶屋敷線（新横町工区）」
- ・都市計画道路「一般国道右城町～大町二丁目」
- ・都市計画道路「亀賀門田線（国道401号～会津総合運動公園間）」（歩道拡幅整備）
- ・都市計画道路「下高平北長野線（インターアクセス道路）」
- ・都市計画道路「吹上荒町線」
- ・県中都市計画道路事業の財源確保

8 防災・減災、国土強靱化のため、老朽化した道路橋などの社会資本ストックの維持管理・更新費用の財政措置を講じるとともに、道路施設の点検及び修繕を促進すること。

9 道路橋梁及びトンネルの法定点検により、今後修繕箇所が増加が見込まれ、今まで以上の取組が必要となることから、社会資本整備総合交付金「防災・安全交付金」の予算を確保するよう国に求めること。

また、各自治体の実情を踏まえ、道路施設の適正な管理を継続的に行うため、公共施設等適正管理推進事業債について、事業期間を延長するよう国に求めること。

10 県道化した旧国道の管理が確実かつ適切に行われるよう、更なる管理充実を図ること。

11 市町村道整備補助の増額及び補助対象事業の拡充を図るとともに、県道の認定基準を緩和し、主要市町村道を県道に昇格させること。

12 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を増額及び継続するとともに、使いやすい交付金制度とすること。

13 道路の無電柱化を促進するため、必要な措置を講じるとともに、制度の更なる改善を図ること。

14 地方特定道路整備事業の廃止について、計画的な道路整備事業の実施のため、代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。

15 冬期間の交通安全のため、大雪等に対応した道路整備や除雪体制の構築等を図ること。

16 舗装修繕、路肩及び法面除草等、管理を推進すること。

17 大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策及び渋滞対策を促進すること。

官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について

東京2020オリンピック・パラリンピックの際には、障がい者や高齢者など様々な人が本県を訪れることが予想される。

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、改めてバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実現するとともに、官民一体となった行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことも重要であるものと考えている。

よって、次の事項について要望する。

記

1 バリアフリーな街づくりについて

(1) 自治体を実施する交通バリアフリーの推進のための点検に対し連携・協力するとともに、その結果を踏まえた県道の段差解消や点字ブロックの補修等を実施すること。

(2) 民間施設・店舗等のバリアフリー化促進（多目的トイレの設置等）に向けた補助事業を創設すること。

災害復旧事業への財政支援について

東日本大震災からの復興を進めるためには、災害により住居を失った被災者住宅の早期再建や道路の復旧・復興が必須である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金を原則廃止すること。
- 2 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金は、県が直接受益者に負担を求めること。
- 3 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急急傾斜地対策事業の予算を十分に確保すること。
- 4 現行災害関連対策事業で採択基準外となっている被災箇所を救済すべく、小規模急傾斜地崩壊対策事業を創設すること。
- 5 小規模な復旧事業については、一箇所における工事費用の補助対象の下限額を見直し、国庫補助事業として実施できるよう従来の災害復旧費用の適用範囲を拡充するよう国に求めること。

河川改修・砂防事業等の促進について

河川の未整備区間については、過去数次にわたる出水等により、住宅・農地等に甚大な被害をもたらしており、加えて近年における都市化の進展や流域内の開発に伴い、各河川の治水機能は著しく低下してきている。

よって、国土保全と市民生活の安定を図るため、河川改修・砂防事業の整備促進を図るとともに、特に災害の恐れのある未整備区間について、早急に整備するとともに次の事項について要望する。

記

- 1 治水施設整備と併せて、洪水時の河川情報伝達体制の充実・強化など、ハード・ソフトが一体となった対策の推進、並びに洪水時は元より日常時の適切な河川管理の一層の推進を図ること。

○特記事項

- ・一級河川「濁川」（河川改修・親水空間確保）
- ・一級河川「湯川」（河川改修）
- ・一級河川「古川」（河川整備・改修）
- ・一級河川「谷田川」（河川改修）
- ・一級河川「逢瀬川」（河川改修）
- ・一級河川「桜川」（河川改修）
- ・一級河川「笹原川」
- ・一級河川「五百川」
- ・一級河川「常夏川」
- ・一級河川「管川」
- ・一級河川「舟津川」
- ・一級河川「中地川」
- ・一級河川「外面川」

- ・一級河川「社川」
- ・一級河川「高橋川」
- ・一級河川「黄金川」
- ・一級河川「隈戸川」
- ・一級河川「泉川」
- ・一級河川「藤野川」
- ・一級河川「谷津田川」
- ・一級河川「矢武川」
- ・一級河川「阿武隈川」
- ・一級河川「取上川」
- ・一級河川「油井川」
- ・一級河川「鯉川」
- ・一級河川「安達太田川」
- ・一級河川「羽石川」
- ・一級河川「六角川」
- ・一級河川「払川」
- ・一級河川「小浜川」
- ・一級河川「平石川」
- ・一級河川「浅川」
- ・一級河川「轟川」
- ・一級河川「夏無川」
- ・一級河川「大滝根川」
- ・一級河川「牧野川」
- ・一級河川「東根川」(遊水池整備)
- ・一級河川「伝樋川」(河川整備、遊水池整備)
- ・一級河川「百日川」

2 減災に向けたソフト事業として避難を円滑に進めるため「水位周知河川」に一級河川濁川の早期指定を促進し、避難勧告時の目安となる新たな基準水位の設定や洪水浸水想定区域の見直しを進めること。

4 これまで浸水想定区域を指定していない二級河川について、水防法の改正に併せ、区域指定を実施すること。

- 5 二級河川宇多川、小泉川、地蔵川の河川整備計画を早期に策定すること。
- 6 二級河川夏井川河口部治水対策事業の整備促進を図ること。
- 7 二級河川仁井田川における水位情報の整備を早急に講じること。
- 8 県水防計画の重要水防区域指定箇所等の堤防高不足や堤防断面不足などについて解消するとともに、新たな重要水防区域指定も含め、河道開削（土砂の浚渫）及び雑木伐採等の洪水浸水対策を促進すること。
- 9 高水敷上の樹木や経年的な土砂堆積によって生じる中州などについては、洪水時の水位上昇につながることから、流下能力維持のため樹木伐採、下流からの土砂浚渫、堆積土砂の撤去、除草などの対応を図ること。
- 10 砂防事業山崎地区について、対策工事の早期完成を図ること。
また、熱塩沢地区について、砂防指定地への早期指定、対策工事の整備促進及び早期完成を図ること。
- 11 県事業により整備されている砂防堰堤の適切な維持管理を実施すること。
- 12 土砂災害警戒区域に指定されている熱海浄水場について、土砂災害を未然に防止するため、砂防施設を建設すること。

- 13 緊急自然災害防止対策事業計画に基づき令和元年度から2カ年限定で適応される「緊急自然災害防止対策事業債」について、各自治体の実情を踏まえ、対象期間を延長するよう国に求めること。

二級河川の河川敷草刈り等への支援について

二級河川の河川敷の草刈り等については、現在、流域の行政区等の河川愛護団体のボランティア活動により実施されているところであるが、各河川愛護団体から報償の値上げが要望されているほか、住民の高齢化などにより、河川愛護団体の解散・撤退が見受けられている。

また、新規で河川愛護団体を結成した場合、草刈り等の報酬が無償となる「うつくしまの川・サポート制度」が適用されることから、新規の河川愛護団体結成が減少傾向にあり、二級河川の河川敷の草刈り等を地元河川愛護団体等のボランティア活動により継続していくことが年々困難となってきた。

よって、二級河川の適正な維持管理のための草刈り等について、河川愛護団体等に対する財政支援の拡充や、管理者である県の直営による実施など、継続して取り組むことができる体制を構築するよう要望する。

猪苗代湖の環境保全対策について

猪苗代湖は、かつて水質日本一を誇ったものの、近年は水質ランキングの対象外となるなど、水質悪化が懸念されている。

このような中、全国４番目の広さを誇る猪苗代湖は、隣接３市町のみならず、猪苗代湖から流れ出る阿賀野川下流域においても貴重な上水道の水源であるほか、農業用水をはじめあらゆる産業での利用など、まさに「命の水」であり、その重要性から、将来にわたる環境保全活動等への取組が必要である。

よって、漂着するヨシ屑や流木、枯死した植物等が水質汚濁の一因となっていることから、河川管理者として、猪苗代湖岸に漂着するヨシ屑や流木等の撤去を実施するとともに、生態系に配慮したうえで、猪苗代湖北岸に堆積しているヨシ等の腐敗泥の浚渫を実施するよう要望する。

地すべり対策事業の促進について

地すべり防止区域「藤沢地区」において、本年5月13日に、地すべり兆候が確認された土砂崩落が発生した。

発生場所は国道459号に隣接しており、当該道路は通勤、物流、観光などに利用され、生活や経済活動に欠かせない重要路線として整備が急がれているところである。

今回の崩落、地すべりは、過去に起きたものと比べると規模が非常に大きく、地元住民も経験のない規模であり、不安を抱いているところである。

よって、土砂崩落箇所に隣接する国道459号を住民が安心して通行できるよう、原因を究明し、早期に復旧するよう要望する。

港湾の機能強化について

重要港湾小名浜港については、国際バルク戦略港湾としての整備が進められるなど南東北のエネルギー供給の物流拠点としての重要性が増しているほか、福島新エネ社会構想の推進に向け、港湾機能の強化が求められている。

また、重要港湾相馬港については、東日本大震災からの復興途上にあり、更なる利用促進が求められている。

よって、次の事項について要望する。

記

1 小名浜港について

- (1) 東港地区国際物流ターミナルの整備促進
- (2) ふ頭用地の確保、既存施設の再整備・再編による機能高度化に関する調査・研究
- (3) 小名浜道路をはじめとする小名浜港へのアクセス道路の整備
- (4) 風力発電関連産業はもとより、福島新エネ社会構想に掲げる水素社会実現など新たなエネルギー関連産業の集積に向けた港湾機能の充実
- (5) クルーズ船誘致に向けた取組の推進と受入環境の確保、及び物流、保安機能に配慮した上での交流機能の拡充

2 相馬港について

- (1) 海上コンテナ航路等利用促進のためのポートセールス活動の強化促進
- (2) 5号ふ頭危険物取扱用地の分譲促進
- (3) 既存港湾施設の効率的な利用に向けた管理・運営体制の強化

土地区画整理事業の推進について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤整備と良好な宅地を総合的に整備することにより、健全な市街地の形成を図ることのできる、まちづくりの根幹的事業である。

よって、住みよい生活環境や円滑な都市活動を実現するため、十分な予算を確保するよう要望する。

市街地再開発事業の財政支援について

市街地再開発事業については、中心市街地の活性化に向け、実施されているが、事業を推進するに当たって自治体の財源の負担が大きいことが課題となっている。

よって、自治体等の負担軽減のため、補助金の財源確保及び嵩上げについて要望する。

とうほう・みんなのスタジアムの夜間照明設置について

とうほう・みんなのスタジアム（あづま陸上競技場）は、平成26年には国内のトップアスリートが集う全日本陸上選手権大会が開催され、競技に向かう選手の姿は、観衆や次代を担う子ども達を大いに魅了するなど、国内一流の選手が集うことで、県内の競技力向上及び、県民の健康増進などにも大きく寄与している。

また、J3リーグを戦う福島ユナイテッドFCのホームスタジアムとして、多くの選手や観客が来場することで県内外から交流人口の拡大が図られ、県民がプロスポーツに触れる機会を与えることで、子どもの夢を育むとともに福島県のサッカー競技力向上にもつながっている。

しかしながら、とうほう・みんなのスタジアム（あづま陸上競技場）はJリーグの基準において、夜間の試合開催可能な照度を満たしておらず、福島ユナイテッドFCは、Jリーグから加盟資格要件として、2022年6月までに本拠地の施設に1500ルクス以上の照明の整備が求められている。

夜間照明を設置することにより、Jリーグの夜間開催のみならず、陸上競技の全国大会など更なる大会誘致にも結び付くことが期待でき、集客にも好影響が予想されるほか、地域の活性化に寄与するものと考えられることから、夜間照明の設置は重要である。

よって、とうほう・みんなのスタジアム（あづま陸上競技場）に夜間照明を設置するよう要望する。

公共下水道事業の整備促進について

下水道施設は、都市環境の整備、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等の公共の目的に資するものである。

これまで国の政策として下水道施設の普及促進を図ってきたところであるが、財政制度等審議会において「受益者負担の原則を徹底し、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき」との提言がなされた。

更新等に係る費用を国が措置しないという議論は、自治体に大きな影響を与えることが懸念される。

よって、次の事項について要望する。

記

1 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が進行することを踏まえ、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じるよう国に求めること。

2 下水道整備事業の整備促進が図られるよう土木事業補助金交付要綱に定める限度額を交付するとともに、補助金の拡充及び補助率の復元を図ること。

3 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」において、下水道や農業集落排水施設等の整備及び接続加入の促進について盛り込まれていることから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼周辺の下水道整備及び接続促進に対する補助制度を創設すること。

コンクリートブロック塀の撤去等に対する支援について

自治体においては、緊急車両の通行や避難の妨げとなるブロック塀等の倒壊を未然に防止し、地震による災害の減災化を図るため、国の交付金を活用し、道路に面するブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助するなど支援を行っている。

よって、安定した事業の実施により、より多くのブロック塀等の撤去を図るため、県においてもブロック塀等撤去支援事業について財政支援を講じるよう要望する。

空家実態調査事業に関する財政支援について

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことを受け、自治体においては当該法令に基づく空家等対策の取組が求められているところである。

これを受け、自治体では、空き家の実態調査を実施し、その結果を基に空き家等対策等を取りまとめた「空家等対策計画」を策定しており、県内においても平成30年度末時点で33自治体が同計画を策定し、空き家等対策を推進しているところである。

しかしながら、今後、特定空屋等の解消に向け実施する対策に当たって、所有者等が確知できない略式代執行等の強制執行が増加し、所有者等から除却費用が回収できない事案が増加し、財政難の中、自治体の財政を圧迫するものと憂慮されている。

よって、所有者等から除却費用が回収できない空き家等の除却費用の財政支援制度の構築及び必要予算の確保について要望する。

また、より実態に即した効果的な対策を講じるため、自治体が行う定期的な追跡調査に対する財政支援について要望する。

学校教育の充実について

原子力発電所事故による放射線の不安から多くの児童が転校しているため新たに複式学級が発生しており、教育環境の悪化が懸念される。

これからの学校はゆとりある環境のもと、児童生徒一人ひとりの状況に適合したきめ細かな指導体制が喫緊の課題となっている。

学校生活においては、様々な要因により通園通学が困難となっている子どもへの支援、学校給食に使用する食材について放射性物質測定検査による安全性の確保に努めることが求められている。

また、学校等の公立文教施設の老朽化対策や速やかな耐震化及び災害時の避難施設としての整備等を進めるためには、市町村の財政負担の軽減、国・県による財政措置の拡充が重要である。

よって、次の事項について要望する。

記

1 少人数学級の推進について

少人数学級編制制度の継続及びより一層の拡大、充実に向け、学力向上及び生徒指導充実のための常勤講師の加配を行うとともに、そのために不足する教室、備品等の確保に必要な財政措置を講じること。

2 教職員定数の確保について

- (1) 震災・原発事故に対応するため、標準法定数の弾力的運用及び中・長期的な計画の下で復興加配教員等の加配を実施すること。
- (2) 複式学級編制基準を弾力的に運用するとともに、複式学級解消等に向けた複式補正教員の人的加配を拡充すること。
- (3) 不登校対応や教科教育の充実のための専科教員の配置を行うこと。
- (4) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、適応指導教室の専門的な人員配置を拡充するよう国に求めるとともに、県においても配置に係る支援を講じること。
- (5) 通級指導を必要とする児童生徒数が増加していることから、指導するための加配教員を増員すること。
- (6) 中学校における免許教科外指導解消のための加配教員を増員すること。
- (7) 小中一貫教育充実に係る加配教員を配置すること。
- (8) 特別支援教育充実のため、特別支援学級の基準を弾力的に運用できるようにするとともに、恒常的に支援員等を配置できるよう新たな補助制度を創設するなど支援策を講じること。

(9) 学校司書の配置促進及び資質向上等を図るため、県独自の具体的な制度や基準を創設し、適切な予算措置を講じること。

(10) 学校栄養職員について、学校栄養職員の配置基準により、配置されていない学校が多いが、安全性を担保した給食の提供、児童・生徒の心身の健全な発育や保護者の学校給食に対する安心感の確保を図るため、自校給食校への学校栄養職員の配置を拡充するとともに、国に対して学校栄養職員の配置基準を緩和するよう求めること。

(11) 語学指導外国人に対する財政支援について、市町村が単独で雇用する語学指導外国人に対する財政措置を講じること。

また、小学校外国語活動及び外国語科学習の円滑な実施のため、英語教育に係る研修の充実や英語に関する知識・能力を身に付けた正規教職員の確保・配置に必要な県単独の財政措置を講じること。

(12) 児童生徒への学習サポート支援のため、外国語指導を行う教員を支援する協力員及び補習や発展的な学習への対応を支援する協力員の配置に係る支援を講じること。

(13) ICTシステムの導入や活用のコーディネートを行うICT支援員の配置に係る支援を講じること。

(14) 児童生徒が抱えている心の問題を解決するため、スクールカウンセラーの配置を継続するとともに、現在未配置となっている学校についても、全校配置すること。

また、学校・家庭・地域環境の改善に向けた支援ネットワーク構築のために大きな役割を果たしているスクールソーシャルワーカーを継続的に配置するとともに、増員すること。

(15) 別室登校している生徒の学習支援や不登校の改善指導を行う支援員の配置に係る支援を講じること。

3 教育施策の充実について

(1) 校医を活用した放射線に関する教育や体力づくりなど、放射線の影響と体力低下が危惧される子どもの心身をケアする施策を実施するとともに、市町村が行う場合に財政支援すること。

(2) 就学支援及び通学支援について

①被災児童生徒等就学支援事業補助金の継続

東日本大震災により被災し、経済的理由により就園・就学が困難となった児童生徒が持続的かつ円滑に義務教育を享受できるよう、学用品や給食費などの就学に伴う経費の一部を支援する被災児童生徒等就学支援事業補助金について、被災者の生活再建の今後の動向が予測できない状況にあるため、引き続き財政支援が必要であることから、当該補助金を継続すること。

②津波被害を受けた地域にある小中学校への通学支援

東日本大震災により津波被害を受けた地域では、土地区画整理事業により、大型工事車両が頻繁に往来している状況にあり徒歩による通学は極めて危険であることから、津波被害を受けた地域にある小中学校へ通学する児童生徒に対する十分な通学支援を図るため、財政支援を継続すること。

③小中学校の統合に伴う通学支援

広域的な複数の小中学校統合により新たな学校への通学距離が長くなるため、将来にわたって適正に通学支援を継続していくことが不可欠となっていることから、へき地児童生徒援助費等補助金に基づくスクールバス等の委託料に係る年限を廃止するよう国に求めるとともに、県独自の財政支援を講じること。

④特別支援学校に通学する児童生徒に対する通学支援

特別支援学校等が運行するバスについて、自力又は介助を受けながらバスの乗車ができる者、医療的ケアを受けていない者等の乗車条件により、バスを利用できない児童生徒がいるため、自治体独自にバス通学支援事業を実施しているところもある。市町村における通学支援事業が効果的に実施できるよう、早急に特別支援学校運行通学バスの乗車条件を見直すこと。または、通学支援事業を補助する制度を創設すること。

(3) 小中学校の県費負担教職員の旅費は、県が負担することとなっているが、ここ数年旅費の削減が続いており、教職員の研修会等への参加が困難な状況となっていることから、円滑な学校運営が図られるよう、旅費の十分な確保・配分を行うこと。

(4) 教職員全体の一層のリカレント教育の充実が図られるよう、教育の専門分野の最新情報、新しい指導技術及び本県の課題解決に向けた取組等に係るICTを利活用した独自の教職員向けオンライン講座の構築並びにその配信など、さらなる研修の充実を図ること。

(5) 県立高等学校の進学校に普通科の一部を改編して特色ある専門学科の開設及び中学校の併設、将来社会の様々な場面・分野でリーダーとなりうる人材の育成、将来の進路を考えたときに魅力的な教育など、特色ある中高一貫校を開設すること。

4 学校施設・設備整備について

(1) 公立文教施設等の老朽化対策や速やかな耐震化及び災害時の避難施設としての整備等に係る財源の確保、並びに、公立学校施設の耐震化事業補助率を一律3分の2とするとともに補助単価を実施単価とする国庫補助制度の見直しについて、国に求めること。また、県においても財政措置を講じること。

(2) 校舎増改築、屋内運動場改築、プール建造等に係る財源の確保について、国に求めること。

(3) 少子化に対応した学校の適正規模・適正配置を図る上で、統廃合を伴う小中一貫校の建設に対する国庫補助制度を拡充するよう国に求めること。

(4) 現在、福島市立福島養護学校改築の基本設計が進んでいるが、県内唯一の市立特別支援学校の施設整備に係る財政支援を行うこと。

(5) 不登校児童生徒への支援を強化するため、適応指導教室の施設整備への財政支援を行うよう国に求めるとともに、県においても財政支援を行うこと。

チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業の 継続及び拡充について

令和元年度より、「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」と「こどもがふみだす ふくしま復興体験応援事業」が統合され、新たに「「ふくしまの心」を育む自然体験応援事業」と「「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業」の2つからなる「チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業」が国の被災者支援総合交付金（国10／10）を財源として開始された。

しかしながら、被災者支援総合交付金は復興・創生期間の終了に合わせ、令和2年度末までの交付とされている。

また、「「ふくしまの心」を育む自然体験応援事業」は「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」が対象としてきた交流活動を対象外とし、補助額も定額から補助対象経費の80%以内に減額するなど、支援が縮小されている。

よって、当該事業は本県の子どもたちにとって、豊かな人間性と生きる力を育む大変有効な事業であることから、事業が継続できるよう交付金終了後の財政支援について国に求めるとともに、対象事業の拡大及び補助額の増額など制度を拡充するよう要望する。

地域学校協働本部事業委託金（放課後子ども教室）の 所要額の確保及び制度の拡充について

自治体では「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動の提供を目的とする放課後子ども教室推進事業を大幅に拡充し、実施しているところである。

放課後子ども教室の運営費については、地域学校協働本部事業（放課後子ども教室）委託要綱に基づくものであるが、予算の範囲内とされていることから基準額に基づく所要額が確保されない状況となっている。

また、子どもたちの活動を見守る事業であることから、安全性の確保のための経費や一体型推進に係る経費を見込むものであるが、積み上げた結果、基準額を大幅に超過し、国の方針に基づく今後の拡充に向けた対応が難しくなっている。

さらに、補助対象経費についても教室で使用する備品、修繕費、ボランティアで活動する方への経費が対象外とされている。

よって、今後の事業推進のため、次の事項について要望する。

記

- 1 子どもの安全・安心の居場所を確保するため、引き続き事業を継続すること。
- 2 諸謝金にかかる基準額及び上限額について、対象児童の安全を確保できる配置人数や、国の補助単価上限額に合わせ増額すること。

3 補助対象経費を見直し柔軟な制度へ拡充すること。(会津若松)

文化財保存事業への財政支援について

国・県・市がそれぞれ指定した文化財について、保存や修理を行う所有者に対し補助金を交付するなど財政的な援助を行っている。

また、県においても、国や県指定の文化財に対して、文化財保存活用事業補助金交付要綱や同補助金取扱要領等により、財政的援助を行っているところであるが、文化財を収蔵・展示・公開する施設整備・保管にかかる市町村の負担は大きなものとなっている。

よって、国民の貴重な財産である文化財を後世に伝えていくという文化財保護法等の趣旨に鑑み、文化財保護事業費補助金について、定められた補助率を維持するとともに、申請どおり補助採択するよう要望する。

放射能教育の推進について

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が周辺地域に放出され、事故後８年以上が経過した。

避難住民の帰還に向けた環境整備が進められているが、風評の払拭や産業の再生など復興への課題は山積している。

未だ、放射能に対する不安を抱えながら生活をしている住民や健康被害を懸念し避難している家族もいる上、震災時、中学・高校生だった女子生徒が結婚適齢期を迎え、自分自身が結婚・出産することへの不安を抱えている例もある。

また、調査機関による都民アンケートで示された放射能による健康影響への誤解、第一次産業面における価格低迷傾向等、県民も国民も放射能への理解は進んでいない。

よって、県立高等学校の入学試験に放射能に関する設問を検討するなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が放射能に対する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を県を挙げて取り組むよう要望する。

元気キッズサポーター派遣事業補助金の継続について

県においては、子どもの体力向上に向け、被災者支援総合交付金を財源として元気キッズサポーター派遣事業補助金により、子どもたちに多様な動きを指導する元気キッズサポーターを保育所、幼稚園及び小学校等に派遣する市町村に対し支援を行っているところであるが、本県の子どもたちの体力、運動能力は未だ全国平均に達していない状況にある。

よって、復興・創生期間終了後においても、当該事業を継続するよう要望する。

郡山運転免許センターの土・日曜日開設について

現在、即日交付ができる運転免許センターは福島と郡山にあり、両免許センターの免許更新の利用状況は、平成29年中の福島は約6.8万人であったのに対し、郡山は約10.1万人と郡山の利用者が約3.3万人多い結果になっている。

休日については、福島が土曜日閉庁、日曜日は運転免許更新のみを取り扱い、郡山は土曜日閉庁、日曜日は、第2・第4に限り午前予約制、午後は通常通り開庁し、免許更新を取り扱っており、現在、郡山運転免許センターでの日曜日更新者の数は、1か月1,500人となっている。

よって、近隣市町村等広範囲に及ぶ地域における利用者の利便性を高めるため、郡山運転免許センターの毎日曜日と土曜日開設を要望する。